

第5次 江津市総合振興計画

後期基本計画改訂版

平成29年度～平成31年度



平成29年3月
島根県 江津市

目次

序論編 1

第1章 後期基本計画改訂版の策定にあたって

第1節 改訂の趣旨	2
第2節 計画の構成と期間	3

第2章 計画の基本指標と将来見通し

第1節 将来人口の予測	4
第2節 産業別就業人口	6
第3節 行財政	7

第3章 まちづくりの体系図

まちづくりの体系図	9
-----------	---

基本計画編 10

第1章 人口減少対策と地方創生

第1節 まち・ひと・しごと創生 江津市版総合戦略	11
--------------------------	----

第2章 後期基本計画改訂版（現状と課題・方針）

第1節 産業と自然が調和した新たなにぎわいを生み出すまちづくり

基本方針Ⅰ 活力ある産業で豊かな生活を築くまちづくり

1. 若者に魅力ある産業づくり	
(1) 地域資源を活かした商工業の振興	15
(2) 農林水産業の振興	17
(3) 企業誘致の推進	19
2. 観光の振興とネットワークづくり	
(1) “新”ぐるっと人麻呂!江津物語	21
(2) 観光PRの推進	23
3. 雇用を支える定住環境づくり	
(1) 雇用促進	25
(2) UIターン者の定住促進	26

基本方針Ⅱ 自然を活かしたふれあいのあるまちづくり

1. 豊かな自然と調和した環境づくり	
(1) 住民参加の環境美化推進	28
(2) 環境保全対策の推進	29
2. 自然環境とふれあう交流のまちづくり	
(1) 各種イベント等の推進	31
(2) 体験・滞在型交流の推進	32
3. 自然とともに歩む環境にやさしいまちづくり	
(1) 新エネルギーの導入・活用	34
(2) 省エネルギーシステムの構築	35

第2節 豊かな暮らしを支えるやすらぎのまちづくり

基本方針Ⅲ 健康で安心して暮らせるまちづくり

1. 総合拠点を活かした保健・医療・福祉システムづくり	
(1) 保健・医療・福祉の核づくり	38
(2) 人にやさしい環境づくり	39
2. きめ細やかでぬくもりのある福祉のまちづくり	
(1) 地域福祉の推進	41
(2) 高齢者福祉の充実	42
(3) 障がい者福祉の充実	43
3. 子どもたちが健やかに育つための環境づくり	
(1) 子育てサポートの充実	45
(2) 子育て環境の整備	46
(3) 青少年の健全育成の推進	47
4. 健康で活動的な長寿のまちづくり	
(1) 健康づくりと疾病予防の推進	49
(2) 医療体制・制度の充実	50

基本方針Ⅳ 安全で快適な暮らしを支えるまちづくり

1. 地域を支える道路交通体系づくり	
(1) 道路網の整備	52
(2) 総合的な交通ネットワークの充実	53

2. 住民ニーズに対応するための情報環境づくり	
(1) 情報・通信基盤の整備・活用	5 5
3. 安全で快適な生活環境づくり	
(1) 安全で安定的な飲料水の供給	5 7
(2) 下水道整備	5 8
(3) 衛生環境の充実	6 0
(4) 市街地の計画的な整備	6 1
(5) 住宅・住環境の整備	6 2
(6) 景観形成の推進	6 4
(7) 治山・治水等の推進	6 6
(8) 防災・減災対策の推進	6 7
(9) 地域の安全・安心対策	7 0

第3節 いきいきとした人づくり・地域づくり

基本方針V 豊かな心を育む芸術・文化・教育・スポーツのまちづくり

1. 伝統文化を守り育てるまちづくり	
(1) 伝統文化の保護・継承と文化活動の活性化	7 2
2. 豊かな創造性を育む人づくり	
(1) 学校教育環境の整備	7 4
(2) 学校教育の充実	7 6
(3) 国際文化交流の推進	7 7
(4) 学校・家庭・地域の連携・協力の推進	7 8
3. 生涯学習・生涯スポーツのまちづくり	
(1) 生涯学習・生涯スポーツの充実と推進	8 0

基本方針VI コミュニティがいきいきと輝くまちづくり

1. 人権教育・啓発活動の浸透した社会づくり	
(1) 人権尊重、人権感覚豊かな社会の実現	8 2
(2) 男女共同参画社会の形成	8 3
2. 自らが考え、行動する、自立した地域づくり	
(1) 地域の社会教育活動の充実支援	8 6
(2) ボランティア活動の促進	8 7
(3) コミュニティ活動の推進	8 8
(4) 市民とともに考え、築きあげる協働のまちづくり	8 9



序論編

第1章 後期基本計画改訂版の策定にあたって

第1節 改訂の趣旨

第2節 計画の構成と期間

第2章 計画の基本指標と将来見通し

第1節 将来人口の予測

第2節 産業別就業人口

第3節 行財政

第3章 まちづくりの体系図

まちづくりの体系図

第1章

後期基本計画改訂版の策定にあたって

第1節 改訂の趣旨

平成19年4月に策定した第5次江津市総合振興計画（計画期間：平成19年度から平成28年度）では、「元気！勇気！感動！ごうつ ～江の川が育むイキイキ協働体～」を基本理念に、住んでよく、訪ねてよいまち『ごうつ』の実現に向け、様々なまちづくりの施策を展開してきました。

本市においては、人口減少が急速に進展しているため、計画期間における重点施策を「定住促進」とし、人口減少対策に取り組んできました。

そうした中、全国的にも人口減少期に突入し、平成26年には「まち・ひと・しごと創生法」が施行され、地方自治体における人口減少対策に向けた戦略の策定が求められました。

これを受け、本市においても平成27年に計画期間を平成31年度までとする「江津市版総合戦略」を策定し、将来的な人口ビジョンを踏まえた事業計画を行っています。

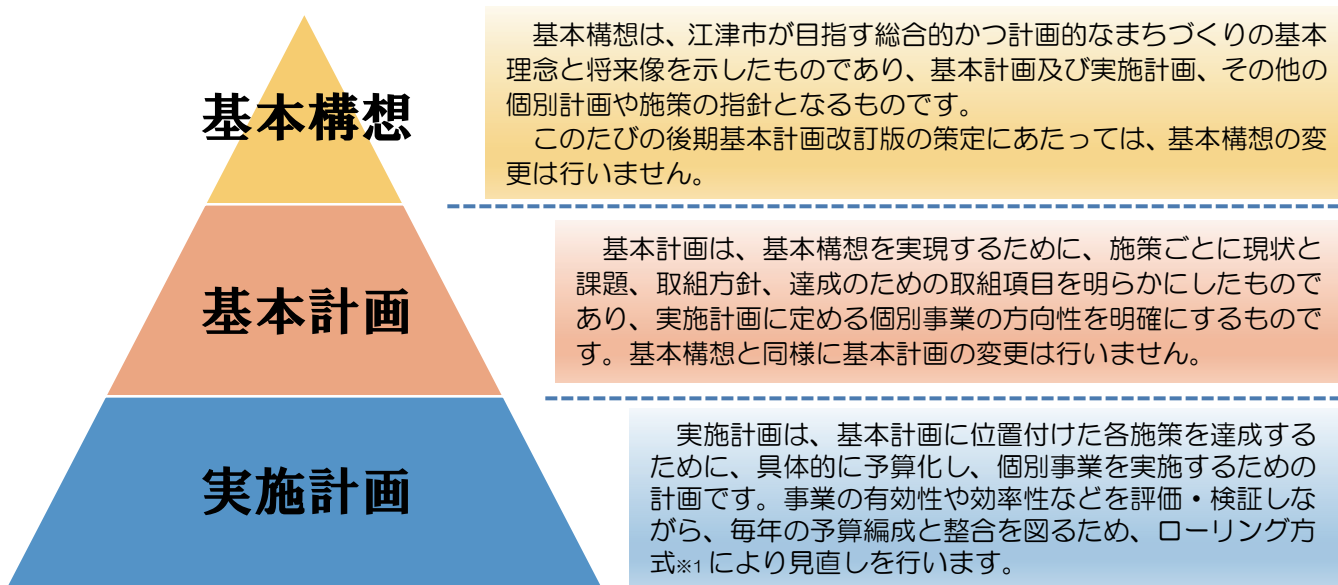
また、基本理念を一にする「新市建設計画」についても、合併特例法の延長により平成25年に計画を改訂し、平成31年度までを計画期間として定めています。

こうしたことから、第5次江津市総合振興計画をこれらの計画と連動し、継続的なまちづくりを推進するため、計画期間を3年間とする後期基本計画改訂版を策定するものです。

第2節 計画の構成と期間

1. 計画の構成

第5次江津市総合振興計画後期基本計画改訂版は「基本構想」「基本計画」「実施計画」の3部から構成します。

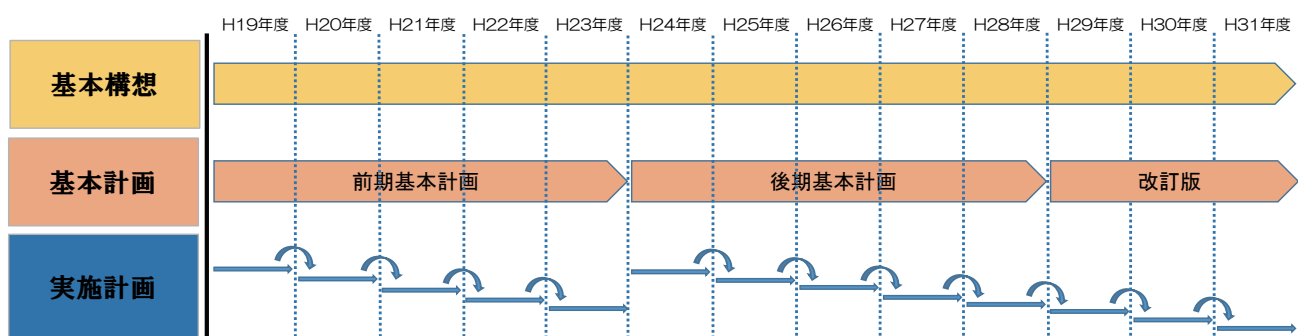


2. 計画の目標年次及び計画期間

基本構想の目標年次は、基本構想の変更を行わないことから平成31年度までとします。

基本計画は、前期基本計画と後期基本計画に区分し、後期基本計画に3年間の改訂版を追加し、平成29年度から平成31年度までを後期基本計画改訂版の計画期間とします。

実施計画については、毎年の予算編成と整合を図りながら、本書とは別に定めます。



用語の解説

※1 **ローリング方式**…現実と長期計画のズレを埋めるために、施策・事業の見直しや部分的な修正を、毎年転がすように定期的に行っていく手法のこと。

第2章

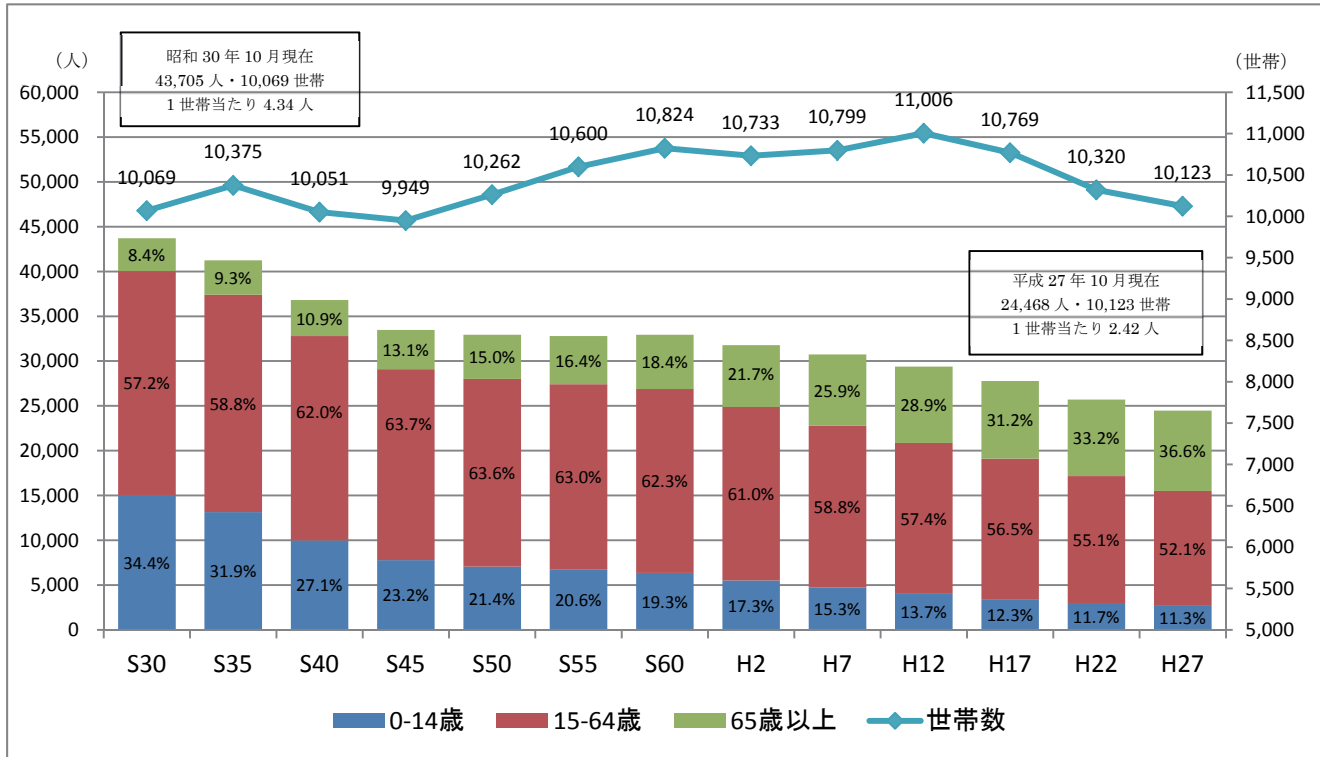
計画の基本指標と将来見通し

第1節 将来人口の予測

本市における人口推移をみると、右肩下がりの減少傾向にあり、昭和60年から平成27年にかけて、30年間で人口は8,469人、率にして25.7%減少しています。

人口構成をみると、15歳未満人口の減少、65歳以上人口の増加が顕著であり少子高齢化が進んでいます。特に、昭和60年から平成27年までに15歳未満人口は半減した一方で、65歳以上人口は約1.5倍に増加しています。高齢化率は、平成27年国勢調査時点で36.6%であり、島根県内における高齢化率の平均29.1%と比較して高い値となっています。

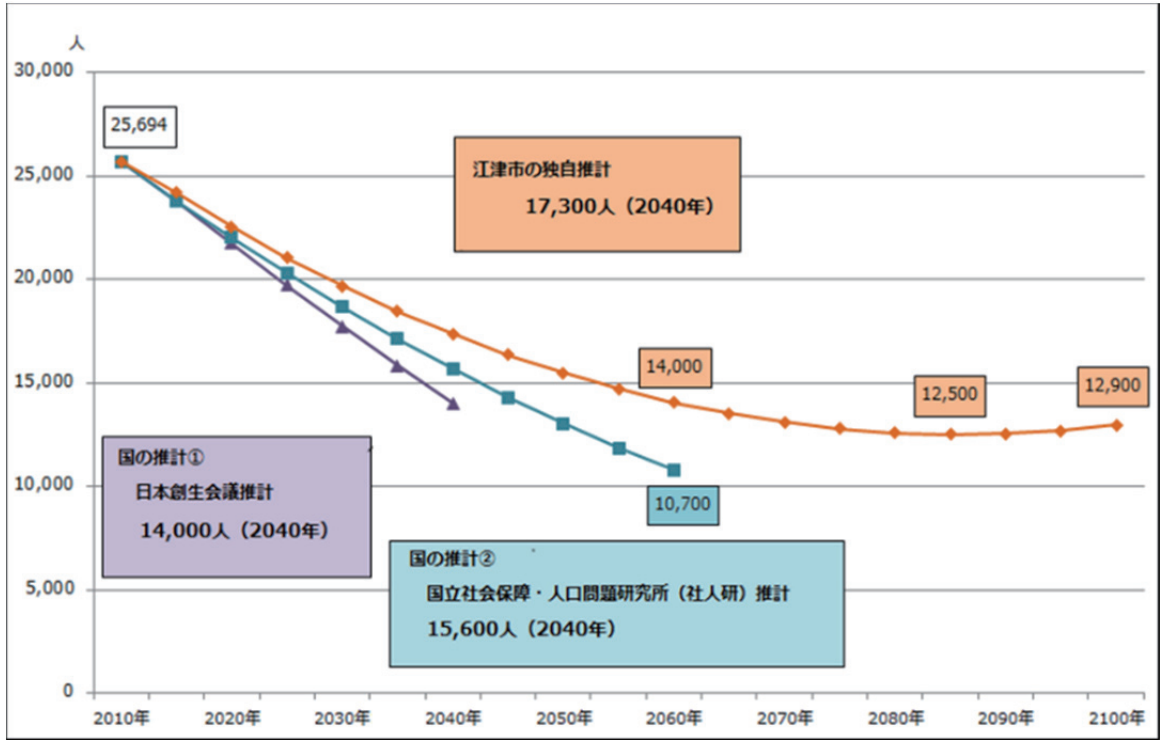
世帯数については、昭和45年から平成12年にかけて、核家族化や独居世帯などの要因により増加していましたが、平成12年をピークに減少しています。



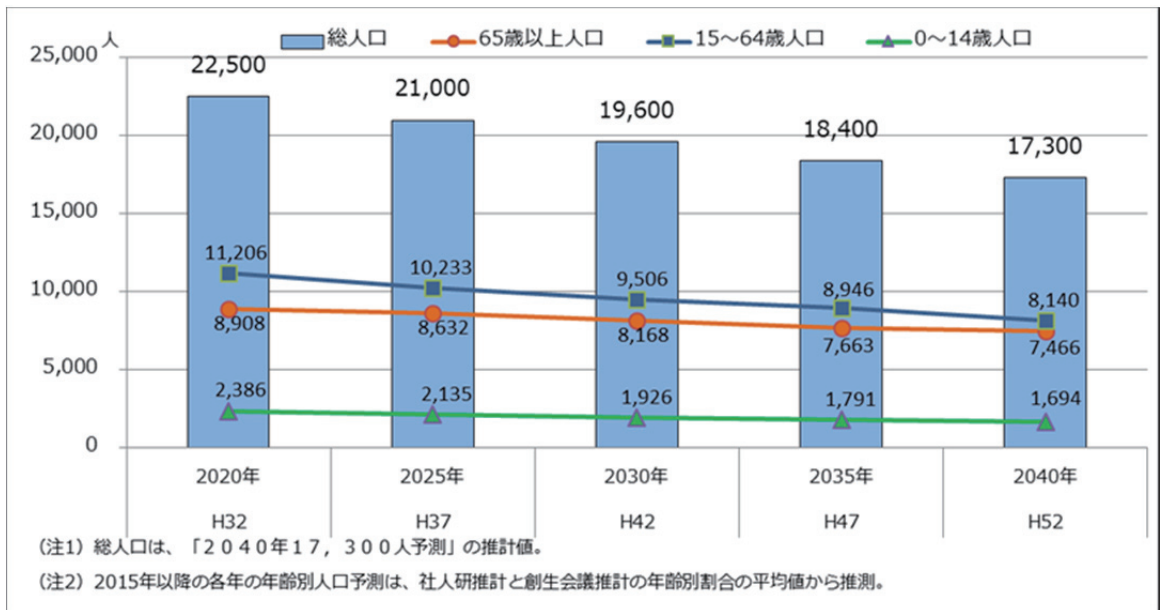
(資料：政策企画課作成、データ：国勢調査)

また、将来人口の推計において、江津市人口ビジョン に基づく推計では、本市の人口はさらに減少傾向が続き、平成 52(2040)年には 17,300 人(平成 27 年比 Δ 29.3%)に、平成 72(2060)年には 14,000 人(同 Δ 42.8%)になると予測されています。

この減少傾向を改善していくためには、様々な視点から有効な施策を講じていく必要があります。



(出典：江津市人口ビジョン)



(出典：江津市人口ビジョン)

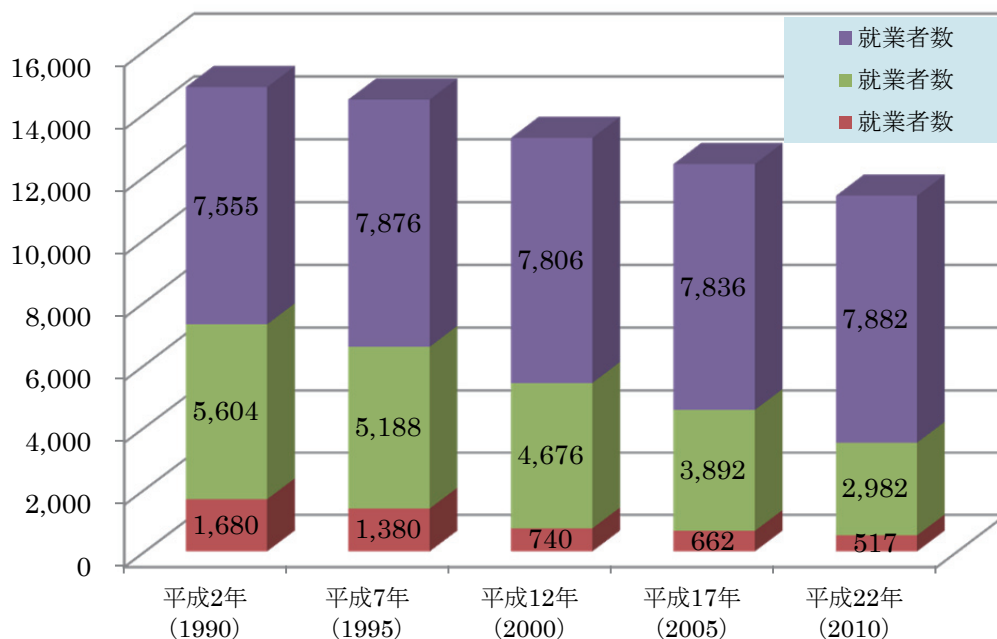
第2節 産業別就業人口

本市は、「工都江津」の名のとおり、古くから瓦の産地で、製造業が盛んな地域です。

しかしながら、製造業や建設業などの第2次産業において、平成17年度と平成22年度を比較すると、その就業者数は大きく落ち込み、反面第3次産業において大きく増加しています。今後も人口減少が見込まれている中、従事者をいかに確保していくかは重要なテーマです。

今後も、第一次、第二次、第三次産業のすべてにおいて、就業者数の減少が見込まれる中、本市の特性である豊かな自然を活かしながら産業の振興を図る必要があります。

●産業別就業者数の推移



●産業別就業者数

(単位: 人)

		平成2年 (1990)	平成7年 (1995)	平成12年 (2000)	平成17年 (2005)	平成22年 (2010)
就業者数	総数	14,839	14,444	13,222	12,390	11,478
	第一次	1,680	1,380	740	662	517
	第二次	5,604	5,188	4,676	3,892	2,982
	第三次	7,555	7,876	7,806	7,836	7,882
構成比	第一次	11.3%	9.6%	5.6%	5.3%	4.5%
	第二次	37.8%	35.9%	35.4%	31.4%	26.0%
	第三次	50.9%	54.5%	59.0%	63.2%	68.7%

資料: 国勢調査

第3節 行財政

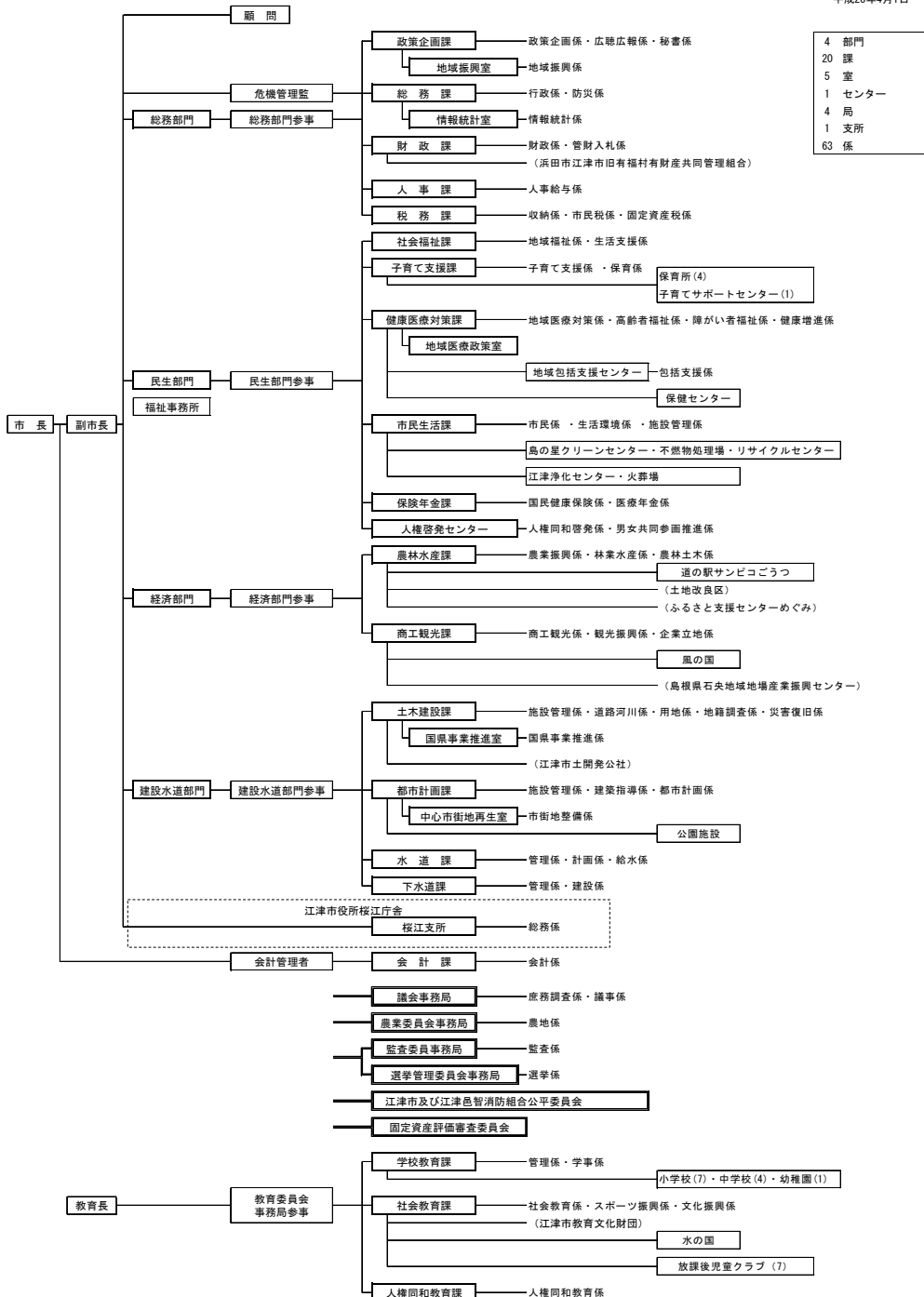
1. 行政

本市の行政機構については、本庁4部門20課5室4局1センター1支所63係を設置し、平成28年4月1日現在で職員数は3役を除き270名となっています。

平成23年8月に第5次江津市行財政改革大綱を定め、多様な行政需要に応えるため、効率的かつ効果的な行財政運営に取り組むとともに、迅速な執行体制と人事管理の徹底、職員研修などにより職員の能力・スキル・資質の向上を図り、積極的かつ透明な行政運営に努めています。

江津市組織機構図

平成28年4月1日



2. 財政

歳入については、平成 27 年度に作成した財政見通しによると、本市における平成 27 年度の一般会計の歳入総額は約 178.8 億円となっています。

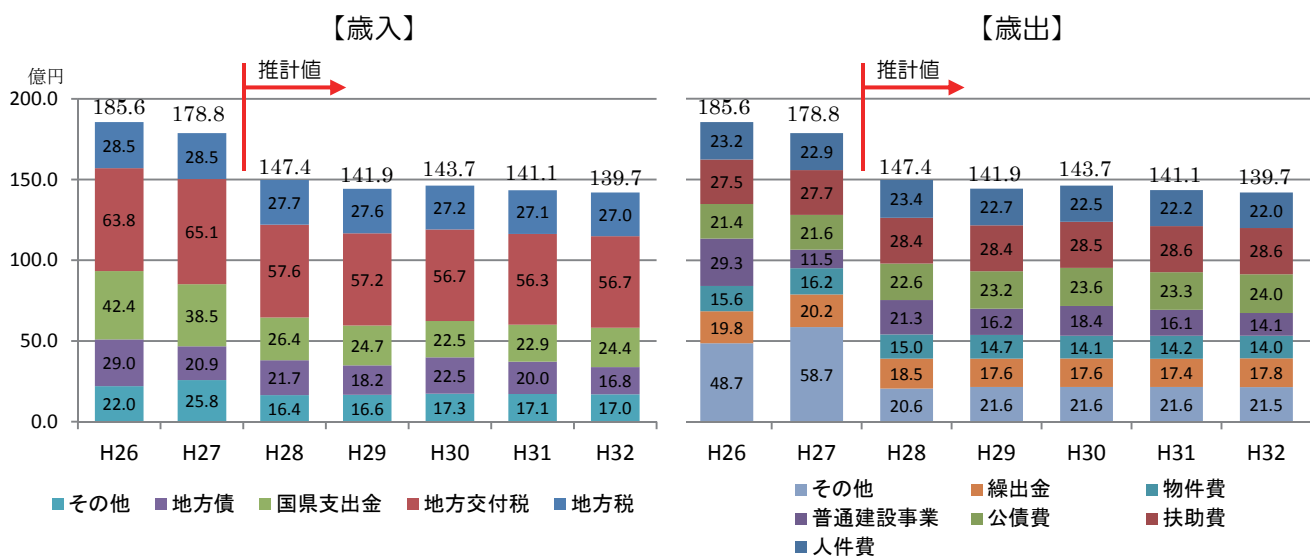
本市の歳入は、収入全体に対して自主財源である市税の割合が低い一方で、地方交付税や国県支出金の割合が高いという、いわゆる依存財源に頼らざるを得ない状況となっています。

このうち、一般財源の地方交付税総額は約 65 億円で、歳入総額の 36.4%を占めています。今後の歳入見通しとしては、地方交付税の大半を占める普通交付税（平成 27 年度約 54 億円）は、市町村合併による合併算定替の特例期間が段階的に縮減され、平成 32 年度には終了することになっています。また、人口減少等による大幅な税収の増加が見込めないなど、平成 32 年度では歳入総額は約 140 億円程度になると見込んでいます。

歳出の見通しでは、平成 27 年度における歳出に占める義務的経費の割合は、全体の約 40%を占めており、緊縮した財政となっています。

義務的経費は、地方債の元利償還金等の公債費のほか、生活保護費等の扶助費及び職員給与費等の人件費からなっており、公債費については建設事業などの財源として過疎債や合併特例債の借入に伴う償還により、増加傾向にあります。福祉・医療サービスなどの社会保障関連費である扶助費については、増加傾向にあり、注視が必要な状況です。人件費については、職員給与改定や職員定数管理による職員数の減少など減少傾向にあると見込んでいます。

こうした状況を踏まえ、平成 23 年度に策定した「第5次江津市行財政改革大綱」に基づき、行財政改革を押し進めています。今後、江津市が将来にわたり存続し続けることが可能な財政構造を構築するためには、より一層中長期的な視点に立った財政運営に努めなければなりません。

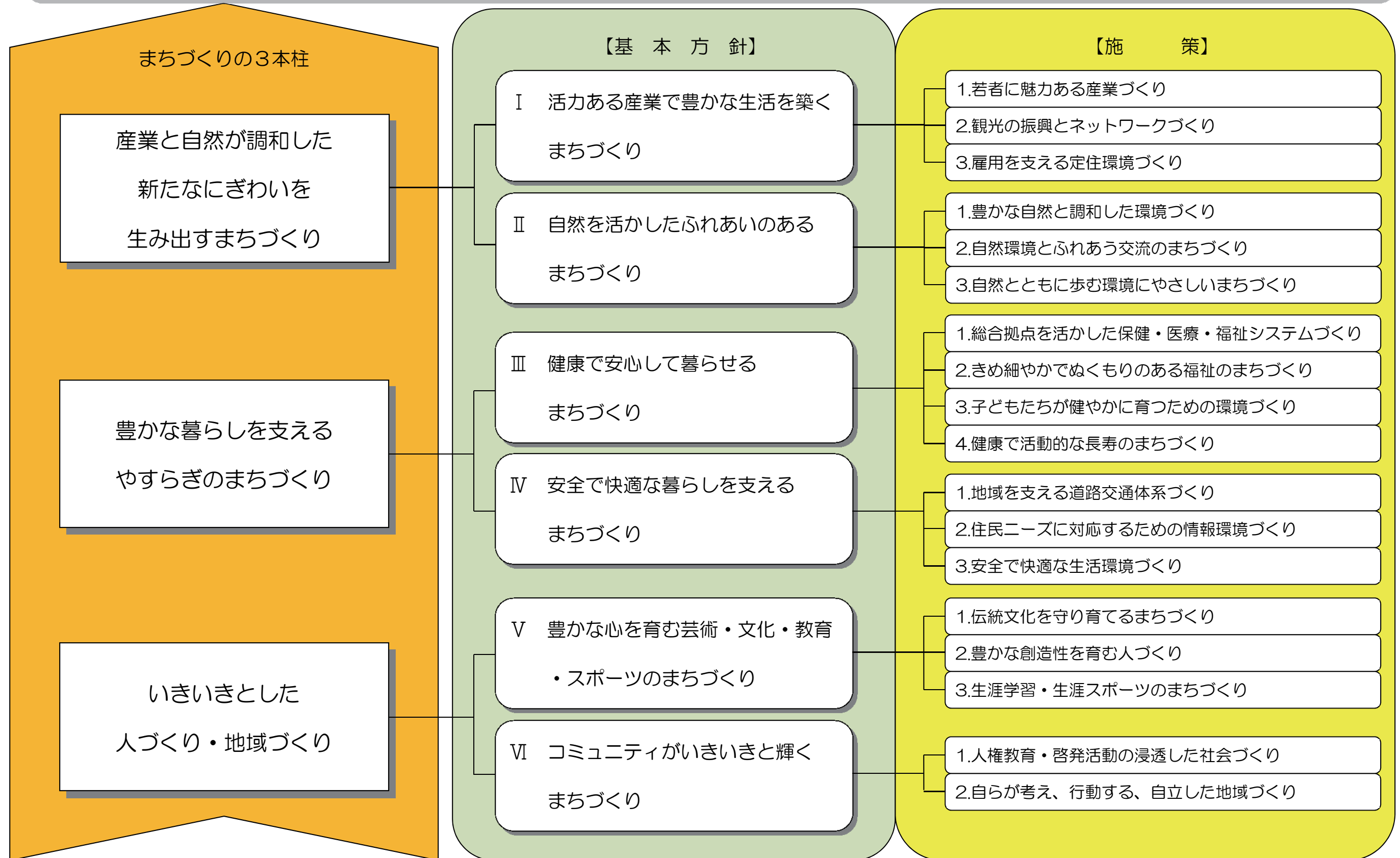


(出典：江津市中期財政計画)

将来像

元気！勇気！感動！ごうつ ～江の川が育むイキイキ協働体～

住んでよく、訪ねてよいまち『ごうつ』





基本計画編

第1章 人口減少対策と地方創生

第1節 まち・ひと・しごと創生

江津市版総合戦略

第2章 後期基本計画改訂版（現状と課題・方針）

第1節 産業と自然が調和した新たなにぎわいを 生み出すまちづくり

第2節 豊かな暮らしを支えるやすらぎの まちづくり

第3節 いきいきとした人づくり・地域づくり

第1章

人口減少対策と地方創生

第1節 まち・ひと・しごと創生 江津市版総合戦略

後期基本計画期間中の5年間における本市の人口は、平成27年国勢調査の結果において、平成24年に日本創生会議より公表された推計値より若干緩やかなものの、依然として減少しています。

これまでも人口減少対策を本市の最重要課題として「定住促進」に取り組むため「定住促進4大重点プロジェクト」を掲げ対策を講じてきており、今後も一層の取り組みを強化するとともに新たな施策の展開が求められています。

そうした中、平成26年に「まち・ひと・しごと創生法」が施行され、日本全体が人口減少期に突入したことを契機に、本格的な人口減少対策に取り組むため「国の総合戦略」が策定されています。本市においても平成27年12月に「江津市版総合戦略」及び将来的な人口を展望した「江津市人口ビジョン」を策定しました。

こうした状況を踏まえ、人口減少対策に正面から取り組むため、「江津市版総合戦略」を本計画の改訂版における重点戦略として位置付けることとします。

現状と課題を踏まえた人口減少対策の基本的な方針

1. 若年世代の人口流出を抑制します。
2. 若い世代が結婚して子どもを産み育てやすい環境づくりを進めます。
3. 人口減少の負の循環を招かないため、地域経済と雇用を維持します。
4. 地域コミュニティの充実により、暮らしのセーフティ・ネット（安全網）を構築します。
5. 官民一体となって中心市街地の活性化に取り組み、まちのにぎわいと市民の誇りを醸成します。

4つの基本目標

基本目標1 生業(なりわい)を増やし安定した雇用をつくる

基本目標2 住みたい！住み続けられる江津をつくる

基本目標3 子どもたちの未来を地域みんなで育む

基本目標4 自助・共助・公助による安心・安全な暮らしを実現する

<まちづくりのスローガン>

GO▶GOTSU！

山陰の「創造力特区」へ。

基本目標1 生業（なりわい）を増やし安定した雇用をつくる

- (1) 地域産業の競争力強化（新分野進出・新事業展開、創業支援）
- (2) 地域資源を活用した産業の創出と育成、創業の促進
- (3) 安定した雇用の確保
- (4) 観光産業の推進

基本目標2 住みたい！住み続けられる江津をつくる

- (1) UIターンの促進
- (2) 若年世代の人口減少を抑制
- (3) ふるさと回帰・地域を担う人づくり

基本目標3 子どもたちの未来を地域みんなで育む

- (1) 結婚の希望をかなえる
- (2) 結婚・妊娠・出産・子育て・再就職の不安感や孤独感を解消する
- (3) 子育ての経済的負担の軽減
- (4) 保育・教育環境の充実
- (5) 仕事と子育ての両立支援

基本目標4 自助・共助・公助による安心・安全な暮らしを実現する

- (1) 地域コミュニティ（住民自治組織）の形成による支え合いの仕組みづくり、安心・安全な暮らしの確保
- (2) 中心市街地の活性化、地域公共交通のネットワーク化
- (3) 健康で安心して暮らせる医療・介護と保健・福祉の体制づくり

第2章

後期基本計画改訂版（現状と課題・方針）

第1節 産業と自然が調和した新たなにぎわいを生み出すまちづくり

基本方針Ⅰ 活力ある産業で豊かな生活を築くまちづくり

1. 若者に魅力ある産業づくり
2. 観光の振興とネットワークづくり
3. 雇用を支える定住環境づくり

基本方針Ⅱ 自然を活かしたふれあいのあるまちづくり

1. 豊かな自然と調和した環境づくり
2. 自然環境とふれあう交流のまちづくり
3. 自然とともに歩む環境にやさしいまちづくり

第2節 豊かな暮らしを支えるやすらぎのまちづくり

基本方針Ⅲ 健康で安心して暮らせるまちづくり

1. 総合拠点を活かした保健・医療・福祉システムづくり
2. きめ細やかでぬくもりのある福祉のまちづくり
3. 子どもたちが健やかに育つための環境づくり
4. 健康で活動的な長寿のまちづくり

基本方針Ⅳ 安全で快適な暮らしを支えるまちづくり

1. 地域を支える道路交通体系づくり
2. 住民ニーズに対応するための情報環境づくり
3. 安全で快適な生活環境づくり

第3節 いきいきとした人づくり・地域づくり

基本方針Ⅴ 豊かな心を育む芸術・文化・教育・スポーツのまちづくり

1. 伝統文化を守り育てるまちづくり
2. 豊かな創造性を育む人づくり
3. 生涯学習・生涯スポーツのまちづくり

基本方針Ⅵ コミュニティがいきいきと輝くまちづくり

1. 人権教育・啓発活動の浸透した社会づくり
2. 自らが考え、行動する、自立した地域づくり

第1節 産業と自然が調和した新たなにぎわいを生み出すまちづくり

基本方針Ⅰ 活力ある産業で豊かな生活を築くまちづくり

1. 若者に魅力ある産業づくり

(1) 地域資源を活かした商工業の振興

(2) 農林水産業の振興

(3) 企業誘致の推進

(1) 地域資源を活かした商工業の振興

【現状と課題】

本市の人口の社会動態^{※1}は、誘致企業の撤退や規模縮小、地場産業や建設業の廃業など雇用環境の変化に大きく影響を受けてきました。

ここ数年は、地域資源に根ざした企業の誘致や起業・創業の促進、またUIターンの促進など地道な取り組みが奏功し、人口の社会減が抑制傾向にあります。

しかしながら、依然として20歳から24歳の若い世代の就職を理由とした人口流出が顕著であり、若い世代にとって魅力ある雇用の場の創出が喫緊の課題となっています。

こうした若い世代の雇用の場として、企業が競争力や雇用を維持・拡大するには、創業や既存企業が新たな事業分野へ参入する第二創業^{※2}の促進はもとより、既存企業の事業継続や事業拡大が重要であることから、創業から新興、成長から成長鈍化など、企業のライフステージに応じた支援体制の確立が必要となっています。

そうした中、平成27年3月に江津市中心市街地活性化基本計画^{※3}が認定され、同年12月には駅前にビジネスホテルがオープンし、平成28年8月には駅前中心市街地の賑わいの再生を図るため、子どもから高齢者までが文化・福祉・交流等の拠点として利用できる「江津ひと・まちプラザ（パレットごうつ）」がオープンするなど、駅前における再開発事業が進められています。

この再開発を機に、交流人口の拡大や商業の活力創出を図ることが求められています。

方針

魅力ある地域産業を創造するため、地場製品の活用促進、人材育成、産学官の連携、事業化支援等を推進します。

また、若者に魅力ある中心市街地の再生や産業の創出を図るため、様々なチャレンジを支援します。

【具体的な取り組み】

① 新規創業等への支援

- 企業&起業家支援コンソーシアム^{※4}の結成による支援
- 創業にかかる融資の利子補給等支援

② 新分野進出、新事業展開への支援

- 6次産業^{※5}化にかかる市場調査、新商品販売促進等の支援
- 新分野進出にかかる融資の利子補給等支援
- 商品開発、新分野進出、販路開拓地等の支援

用語の解説

※1 **社会動態**…一定期間における転入・転出に伴う人口の動き。 ※2 **第二創業**…企業などで新しい経営者が就任し、先代から引き継いだ事業の業務転換やこれまでとは別の分野に進出すること。 ※3 **江津市中心市街地活性化基本計画**…中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進するため、「中心市街地活性化の推進に関する法律」に基づき策定した計画。

※4 **コンソーシアム**…互いに力を合わせて目的に達しようとする組織や人の集団。

※5 **6次産業**…農業や水産業などの第一次産業が食品加工・流通販売にも業務展開している経営形態。

③ 地場産業の競争力強化支援

- 石州瓦及び石見焼の販路開拓等の支援
- 石州瓦工業組合が実施する石州瓦販路開拓事業への支援

④ 中心市街地の活性化と交流促進

- 中心市街地活性化基本計画に基づく各種事業の推進と商業の活性化
- 市民ワークショップ^{※6}や市民活動支援による街の魅力創出

⑤ 商業活性化支援事業

- 小売業・サービス業の空き店舗活用等開業支援
- 小売業・サービス業の事業継承予定者への支援

【参考資料】

●工業の推移

年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
事業所数	57	59	56	55	54
従業者(人)	1,439	1,579	1,535	1,403	1,473
製造品出荷額 ^{※7} (億円)	463.7	574.3	485.4	441.5	441.6
粗付加価値額(億円)	184.7	255.8	224.0	167.3	154.1

資料：工業統計調査

●商業の推移

年度	平成11年度	平成14年度	平成16年度	平成19年度	平成26年度
商店数	565	504	450	402	294
従業者(人)	2,031	2,037	1,824	1,722	1,383
年間商品販売額 ^{※8} (億円)	395	361	335	320	246

資料：商業統計調査

●産業中分類別製造業の状況(平成26年度)

産業名	事業所数	従業者数(人)	製造品出荷額等(億円)
総数	54	1,473	441.6
食料品	8	238	22.2
繊維	10	151	6.0
家具・装備品	1	4	X
パルプ・紙	1	218	X
化学工業製品	1	60	X
プラスチック製品製造業	1	15	X
窯業・土石製品	18	319	53.6
鉄鋼業	4	124	19.5
非鉄金属	1	102	X
金属製品	3	28	2.8
はん用機械器具製造業	1	12	X
生産用機械器具製造業	2	59	X
電気機械器具	1	24	X
輸送用機械器具	2	119	X

資料：工業統計調査

用語の解説

※6ワークショップ…学びや創造、問題解決やトレーニングの手法。体験型講座。 ※7製造品出荷額…その事業所が所有する原材料によって製造された商品の出荷額のこと。 ※8年間商品販売額…4月1日から翌年3月31日までの1年間のその事業所における有体商品の販売額。消費税を含む。

(2) 農林水産業の振興

【現状と課題】

本市の農林水産業は、海・山・川の豊かな自然環境の中で育まれてきました。しかし、農林水産業を取り巻く情勢は、外的環境の変化に加え、高齢化、後継者不足や収益性の低下など、多くの問題を抱え一段と厳しさを増しています。一方で農林水産業は、集落機能と不可分であり、農山漁村の持つ多面的機能を維持・発揮していくことが集落維持につながります。

農業では、水稲が基幹作物ですが、畜産や有機栽培による野菜や、桑・麦若葉などの健康食品としての機能性の高い特産品などもあります。しかし、高齢化と後継者不足による遊休農地や耕作放棄地の増大により、収益性や競争力の低下が見られ、これらの農業環境の向上と維持・継続のためには、基盤整備とともに、集落営農の組織化や多様な担い手の確保・育成、さらに、農家の所得安定対策が必要です。

林業については、地域産材の安定供給と利用に必要な体制を構築するため、長期的な視点のもと、国土保全、木材生産を踏まえた森林の集約化や保育施業、作業道等の整備を図る必要があります。併せて、地域に賦存する林地残材等の木質バイオマスは、パルプ原料や畜産の糞尿処理材、木質バイオマス発電所やチップボイラーの燃料に活用されており、循環型の資源として更に有効に供給・活用する必要があります。

水産業については、資源の減少に対し、稚魚・稚貝の放流と併せて、漁礁の設置や禁漁期の延長等、資源回復のため、各関係組織と連携した漁場環境の整備を進めていく必要があります。

これらの課題を克服するためには、基盤整備を進めるとともに人材や組織の育成、各関係組織や民間事業者との連携や流通システムなどの一体的整備を図る必要があります。

また、農産物を地域で消費する「地産地消」活動を推進することで、経費削減や価格安定などによる生産意欲向上と、安心・安全で新鮮な農産物が提供されるなどの地域全体の活性化につなげます。

今後の流通面での取り組みとして、道の駅内の直売施設「サンピコごうつ」での産直品の販売拡大、学校給食センターへの農産物の安定供給を進めるため、生産者の育成を推進するとともに生産量、品目の拡大が必要となってきます。

また一方で、消費者の健康志向、食品への安全志向など消費者ニーズの的確な把握を行い、地域特性を生かした特産品の開発、産地化を進め、競争力が高く付加価値の高い農林水産品づくりへの支援が求められます。

方針

農林水産業を振興するために、基盤整備の推進、担い手となる人材や組織の育成・確保、そして直売施設を拠点とした特産品の産地化、地域ブランドの確立を図ることにより、生産性と品質を高め、競争力のある農林水産業を確立します。

また、農山村の持つ多面的機能を維持・発揮していくことにより、集落と農地の一体的な保全・管理を推進します。

また、安心・安全などの消費者ニーズに応えるため、有機農作物やエコロジー農産物など環境にやさしい農業の拡大や、耕畜連携^{*1}の取り組みによる循環型農林業^{*2}の実践を推進します。

【具体的な取り組み】

① 農林水産物直売施設を拠点とした「地産地消」の推進

- 生産者と消費者を結ぶ直売所の運営支援
- 生産者の確保と育成
- 学校給食食材における産直率向上の推進



② 特産品の産地化及びブランド形成

- 特産品を活用した産業の育成と産地化の推進
- 高付加価値作物への転換の支援
- 生産から加工販売までの一体化（6次化）とブランド化の推進
- 市内飲食店等と連携による、特産メニューの開発と食材供給システムの構築

③ 担い手の確保・育成

- 認定農業者^{※3}及び集落営農組織、農業生産法人などの多様な担い手への支援の推進
- 農地中間管理事業^{※4}等を活用した、効率的な農業経営のための情報提供と担い手への農地の集積・集約の促進
- 新規参入・新規就農者への支援を行う体制の構築



うみビコ

④ 農林水産業の基盤整備と生産性の向上

- 生産基盤整備の推進及び、流通や輸送体系の確立を図るための農道等の施設整備の推進
- 農産物の産地形成による一体的な生産・流通体制の確立
- 森林の多面的機能を発揮するための保育及び、適切な森林施業の推進
- 水産資源の保護・育成のための稚魚・稚貝の放流の支援
- 漁礁設置など関係組織と連携した漁場整備の推進



やまビコ

⑤ 循環型農林業の展開

- 環境への負荷を低減し、生態系に配慮したいわゆる「有機農業」の推進
- 畜産業との連携による堆肥生産と安定供給を支援することによる環境にやさしい循環型農業の推進
- 木質バイオマス資源の供給、活用システムの構築

⑥ 農山村集落における農業生産活動の持続と農地の保全

- 農業の多面的機能の維持のための地域活動や営農活動を支援する日本型直接支払制度の活用
- 有害鳥獣被害対策の推進

⑦ 所得安定対策の推進

- 農業再生協議会を中心とした経営所得安定対策及び水田フル活用交付金の活用



かわビコ

用語の解説

※1 **耕畜連携**…米や野菜等を生産している耕種農家へ畜産農家から堆肥を供給したり、逆に 転作田等で飼料作物を生産し、畜産農家の家畜の飼料として供給する等、耕種サイドと 畜産サイドの連携を図ること。 ※2 **循環型農林業**…農業に用いられる肥料や農薬などについて、畜産や農業、家庭などで出る廃棄物を肥料に利用したり、農業等での出るゴミなどを循環利用する農林業の形態。 ※3 **認定農業者**…農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営改善計画の市町村の認定を受けた農業経営者・農業生産法人のこと。 ※4 **農地中間管理事業**…農地の貸し借りを仲介する機関「農地中間管理機構」が、農地を貸したい人から借り入れて借りた人にまとめて貸し出す制度。

(3) 企業誘致の推進

【現状と課題】

雇用の場、人材の確保については、本市の重要課題として取り組み、島根県と連携をとりながら企業誘致に向けての活動を展開しています。

これまでの取り組みの結果、「江津工業団地」においては、平成26年度から27年度にかけ企業立地が進み、分譲が可能な造成済み用地が少なくなっており、「江津工業団地」の未造成地の造成が必要となっています。

企業立地の促進に向け、江の川水系の良質で豊かな工業用水^{※1}が供給可能である工業団地の魅力発信や、企業立地における補助金等の支援だけでなく更なる産業基盤の整備や関係機関との連携による人材育成・技術交流、情報交換、各種支援策などを総合的に構築していくことが必要となっています。

方針

企業誘致を推進するために、各種支援制度、基盤の整備充実を図ると同時に産学官の連携により人材の育成等を行います。また、新分野・新業種への誘致活動を進めるとともに誘致後のフォローアップも積極的に実施します。

【具体的な取り組み】

① 企業誘致活動の強化

- 江津工業団地としての魅力の向上と基盤整備の拡充
- 各種優遇制度のPR強化と活用促進
- 情報収集、積極的な企業訪問、誘致対象業種の拡大

② 誘致企業のフォローアップの充実

- 誘致企業の活動継続・機能拡張に対応し得る支援と既存企業とのコミュニケーション強化の推進

③ 産業人材の育成・確保

- ポリテクカレッジ^{※2}島根、江津工業高校などと緊密に連携した人材育成・人材確保の推進
- ふるさと島根定住財団やワークステーション江津^{※3}等と連携したUターン者の企業マッチングの推進

用語の解説

※1 工業用水…工業生産において使用される水。原料用・冷却用・洗浄用等。目的により水質は異なるが、安定した量が得られ安価であることなどが要求される。 ※2 ポリテクカレッジ…雇用・能力開発機構が運営する技術・技能を習得することを目的とした職業教育訓練施設のこと。 ※3 ワークステーション江津…江津駅前にある公共公益複合施設「ごうつひと・まちプラザ（パレットごうつ）」に設置された、江津市と島根労働局が共同で開設した就職支援の相談窓口。

基本方針Ⅰ 活力ある産業で豊かな生活を築くまちづくり

2. 観光の振興とネットワークづくり

(1) “新”ぐるっと人麻呂！江津物語

(2) 観光PRの推進

(1) “新”ぐるっと人麻呂！江津物語

【現状と課題】

市内には、水の国、今井美術館、有福温泉、風の国、千丈溪などの観光施設や石見焼、勝地半紙、石見神楽^{※1}などの伝統工芸品や伝統芸能があります。

観光客の入り込み数は減少傾向にありますが、市の中心市街地である江津駅前では、平成27年度に民間のホテルがオープンし、平成28年度には公共公益複合施設「江津ひと・まち・プラザ（パレットごうつ）」がオープンしました。また、有福温泉においては地元で策定された「有福温泉開発計画」に基づき、回廊、湯の町神楽殿、有福カフェ、貸切露天風呂、入湯客のための駐車場が整備されました。

中心市街地、有福温泉の整備は、本市の交流人口を拡大する好機と捉え、ハード・ソフト両面から、観光産業全体の底上げを図る必要があります。

多様化する観光客のニーズに対応するため、市内観光地を有機的に連携する仕組みや魅力づくり、広域的な観光資源のネットワーク化^{※2}による入込客増加施策を推進していく必要があります。

方針

観光産業は地域における経済や雇用創出への良好な波及効果が期待されるため、市内の観光資源のネットワークづくり、広域的な連携を重視した取り組みを推進します。

【具体的な取り組み】

- ① 広域観光ルートの開発
 - 広域的な観光ネットワークの構築
 - 観光資源を結びつけた観光ルートづくりの充実
- ② 市内の観光資源のネットワーク化
 - 市内の観光施設の周遊の推進
- ③ 有福温泉と風の国の特徴づくりと連携促進
 - 有福温泉における歴史的風情と石見神楽による魅力の創出
 - 風の国における自然空間を活用したサービスの向上と運営の効率化
 - 両施設の特徴を活かした連携の強化



用語の解説

^{※1} 石見神楽…石見神楽は、石見地方（島根県西部地域）に伝わる里神楽で、各地区の祭礼の際に夜を徹して演じられるもので、演目の数は三十数演目におよび、その多くが日本書紀を題材としている。^{※2} ネットワーク化…網目状組織の意味で、個々を連絡・連携して網目状にすることをネットワーク化するという。

④ 地域観光資源の活用

- 地域観光資源の活用
- 地域の食材を活用した郷土料理や特色ある食の開発支援

【参考資料】

●観光客数の推移

調査期間：各年1/1～12/31 単位：人

観光地・観光施設名	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
千丈溪	2,616	2,688	3,021	1,377	0	0
風の国	69,090	59,290	67,376	68,550	71,306	73,255
水の国	2,587	2,171	2,043	2,209	2,248	2,398
江津海岸（黒松・浅利・波子）	64,558	54,882	57,748	57,697	49,119	68,497
有福温泉	93,362	91,181	89,224	87,954	64,305	64,760
地場産センター	4,339	3,818	3,484	3,144	3,714	3,499
アクアス	470,758	381,918	387,113	374,575	373,525	366,274
江津市計	707,310	595,948	610,009	595,506	564,217	578,683

資料：島根県「観光動態調査」

※千丈溪は平成25年8月の災害のため、以降立ち入り禁止



有福温泉の湯の町「神楽殿」



温泉リゾート「風の国」

(2) 観光PRの推進

【現状と課題】

最近の観光旅行は少人数や家族旅行が多くなり、地域の文化や暮らしなどの体験、史跡めぐりやパワースポットなどのニーズが高まっています。

そうしたニーズに応え、訪れてもらうためには、本市の観光地や史跡、文化、暮らしなどの特徴や魅力を広く知ってもらうことが必要です。

本市の観光PRは、観光協会が中心となって情報発信して来ましたが、今後は、多くの市外からの方が利用される道の駅「サンピコごうつ」などの施設と連携を図りながら進めていくことが重要です。また、観光情報サイトを充実させ、市外の方から「江津へ行ってみたい」と思われるような情報を、外国人観光客の誘致なども視野に入れながら、発信していく必要があります。

方針

観光地や史跡、文化、暮らしなどの特徴や魅力を広く知ってもらうため、新鮮で分かりやすい情報を提供するとともに、PR拠点を整備し、人と人とのつながりを活かした双方向^{※1}の情報発信等を推進します。

【具体的な取り組み】

- ① ホームページ等による情報の提供
 - 利用者に見やすい情報の提供
 - 市民と意識・情報を共有し、まちをあげての観光情報発信の推進
- ② 江津市出身者等との連携
 - 全国各地で活躍する本市出身者や市人会などへの情報提供
 - 県の機関や本市関連の民間事業所等との連携



用語の解説

※1 双方向…ここでの意味は通信や放送などで、情報伝達の方向が一方方向でなく、受信側からも発信できる方式を指す。

基本方針Ⅰ 活力ある産業で豊かな生活を築くまちづくり

3. 雇用を支える定住環境づくり

(1) 雇用促進

(2) Uターン者の定住促進

(1) 雇用促進

【現状と課題】

本市の事業所数は、平成21年度の1,415事業所から平成24年度には1,310事業所まで減少し、この3年間で減少率は7.4%に及んでいます。これに伴い従業員数も9,097人と前回調査と比較して12.7%減少し、人口流出の一因になっていると考えられます。

さらに少子高齢化も進んでおり、労働力人口の減少に歯止めがかからない状況が続いています。

これらのことは、企業の競争力を低下させ、経済活動の縮小を招きかねない要因となっており、地域経済を支えるためにも、労働力人口・雇用の場の確保が喫緊の課題となっています。

本市の優れた教育環境と市内企業、商工団体及び行政が連携を図りながら、若者の地元就業を支援し、定住を促す仕組みづくりが必要です。

一方で、企業誘致を推進し、就業機会と職種の選択肢を拡大しながら、魅力のある雇用環境づくりにも取り組む必要があります。

方針

若者の雇用や中高年齢者の再雇用を促進するために、「ワークステーション江津」の充実を図ります。

また、人材育成や雇用環境の充実に努め、雇用の維持・拡大を図ります。

【具体的な取り組み】

① 雇用情報の提供

- ワークステーション江津の機能強化

② 再就職の支援

- 中高年齢者の再就職の支援
- ポリテクカレッジ島根をはじめ関係機関と協力した技術等の習得支援
- 将来を担う若者が安心して働くための既卒者等への支援

③ 雇用の維持

- 商工団体、ポリテクカレッジ島根、(財)島根県石央地域地場産業振興センター等と連携した企業ニーズの把握と産業人材育成の支援
- 技術開発力、販売力等強化のための継続的な支援

④ 雇用環境の充実

- 社会保障制度への加入促進、労働安全、衛生教育の推進
- 従業員の能力が十分に発揮できる働きやすい職場環境の整備の推進

(2) U I ターン者の定住促進

【現状と課題】

本市の人口推計では、当面の間、死亡数が出生数を上回る状況が続くことが予測されるため、人口減少を抑制するには、人口の流出を防ぎつつ転入者（U I ターン^{※1}者）を増やしていく取り組みが重要です。

本市では、平成18年度から空き家を中心とした「住居の紹介」、平成20年度からU I ターン者のための無料職業紹介所の開設など、移住促進に関する施策に重点的に取り組んできましたが、人口減少対策が全国的な取り組みになる中、移住・定住施策の更なる充実や他地域との差別化が必要になっています。

そこで、本市では、U I ターン促進の対象者を、『自律的に創業ができる人材』や『新たな価値や魅力を創造することのできる人材』に絞り込んだ移住促進事業を展開しています。

今後は、本市の特色ある取り組みやまちづくりの動き、活躍する人や企業など、本市のあらゆる資源を魅力ある情報に再構築し、効果的に発信するなど、シティプロモーション^{※2}にも取り組む必要があります。

方針

雇用や住宅情報を総合的に発信することにより、U I ターンを促進します。

【具体的な取り組み】

- ① 定住相談のワンストップ化による効率的な移住支援
 - U I ターン者向けの住居情報の提供や就業・起業支援など、定住相談や支援の充実と一元化
 - 定住相談専門員の配置等による定住相談の充実
- ② 空き家を活用した移住の促進
 - 空き家バンク^{※3}を活用した積極的な情報発信
 - 空き家活用者の負担軽減を目的とした独自の支援制度の整備
- ③ U I ターン創業人材等の確保
 - ビジネスプランコンテスト^{※4}等によるU I ターン創業人材等の確保
- ④ 戦略的な情報発信による移住・交流促進
 - 都市部でのプロモーション活動によるU I ターンの促進

用語の解説

※1 U I ターン…移住の行動パターンをアルファベットで例えたもの。「U」とは、地方出身の都市部の居住者が出身地に戻り居住することをいい、「I」とは、もともと都市部に住んでいた人が、地方に移住することをいう。 ※2 シティプロモーション…観光客増加・定住人口獲得・企業誘致等を目的として、地域のイメージを高め、知名度を向上させる活動。 ※3 空き家バンク…空き家の情報を地方公共団体のホームページ上などで公開する仕組み。地元の方々から空き家情報を広く募集し、移住・交流希望者向けに物件情報を収集して提供している。 ※4 ビジネスプランコンテスト…創業を目指す人材を市内外から発掘・誘致するためのコンテスト。その活動や創業を支援することで、多様な雇用の場を創出する。

基本方針Ⅱ 自然を活かしたふれあいのあるまちづくり

1. 豊かな自然と調和した環境づくり

(1) 住民参加の環境美化推進

(2) 環境保全対策の推進

(1) 住民参加の環境美化推進

【現状と課題】

人口減少や少子高齢化の影響により、環境美化や空き地問題、不法投棄など、地域と行政が協働して課題解決する取り組みが求められています。住みよいまちを目指し、市民一人ひとりが地域の環境美化の必要性を認識し、積極的に実践行動へつなげていくことが必要です。

また、農村地域では地域ぐるみで農地・農業用水等の資源の保全を行うことと併せて、農村環境の保全管理を共同で行うため、「多面的機能支払^{※1}交付金」を活用した取り組みが市内16組織（協定農地437ha）において実施されています。今後、地域内の高齢化によって共同作業や事務処理が困難になる地域も予想されるため、一層の取り組み強化と保全地域及び組織の拡大が必要です。

方針

江津の美しい川・海・山の保全を図るため市民、企業、行政が協力しあい市内全域の美化活動を推進します。

【具体的な取り組み】

① 川・海・山の美化

- 市民、企業、行政等の協力による清掃活動の推進

② 農村環境の保全活動の推進

- 多面的機能支払交付金の活用による保全活動組織への支援

③ 市民一斉清掃の推進

- 江津市衛生組合協議会を主体とした、市民一斉清掃（江津地区）、クリーン桜江による清掃活動の推進
- 市内の事業所の地域環境活動への積極的な参加の促進

④ 不法投棄パトロール監視活動の推進

- 市民、企業、行政の協力による不法投棄パトロール監視活動の推進



用語の解説

※1 多面的機能支払…水路、農道、ため池及び法面等、農業を支える共用の設備を維持管理するための地域の共同作業に交付金を支払うことで保全活動を行う組織を支援すること。

(2) 環境保全対策の推進

【現状と課題】

地球規模での人口の爆発的増加に伴うエネルギー消費量の急増による地球温暖化や、資源の枯渇などは、全世界共通の問題として大きくクローズアップされる中、水環境の悪化もその一つとして、環境保全対策の推進が求められています。

本市には日本海や、中国地方一の大河である江の川が流れるなど、豊かな自然が身近にあり、水質保全是重要な課題となっています。特に、毎日の暮らしから発生する各家庭からの生活排水は、河川や海水の水質に影響を及ぼすことから、水質汚染を進行させない対策が必要です。

本市では、公共下水道や農業集落排水^{※1}事業等によって生活排水対策を推進していますが、平成27年度末の汚水処理人口普及率は42.4%と島根県平均77.8%を大きく下回っています。これらの事業は市民の居住環境の改善だけでなく、公共用水域の水質保全是を図るため重要な役割を担っています。今後も将来の人口動態を見据え、下水道整備の推進を図っていく必要があります。

また、水質浄化と住環境改善のため、引き続き公共下水道の整備と農業集落排水事業への接続などによる水洗化率の向上に取り組む必要があります。

環境保全には、市民一人ひとりの取り組みが重要です。近年、「環境保全は家庭から」をスローガンに日本特有の言葉「もったいない」をキーワードとした環境保全運動が拡がりを見せるなか、本市においても、市民一人ひとりの環境保全意識の向上を図り、個人・家庭レベルから各事業所等への環境保全の取り組みを促進する必要があります。

方針

江の川をはじめとする河川や日本海など公共用水域の水質保全是を図るために、公共下水道や農業集落排水などの生活排水対策を推進し、水洗化率を高めるとともに、個人や家庭レベルでの意識啓発を図り、環境保全活動への取り組みを促進します。

【具体的な取り組み】

- ① 下水道等の整備による水質の保全
 - 普及率及び水洗化率向上の取り組み推進
- ② 個人・家庭レベルでの環境保全の取り組み
 - 環境保全に対する市民への意識啓発の推進

用語の解説

※1 農業集落排水…農業用水や河川の水質保全、農村生活環境の保全を目的とした、し尿・生活雑排水などの汚水処理施設。

基本方針Ⅱ 自然を活かしたふれあいのあるまちづくり

2. 自然環境とふれあう交流のまちづくり

(1) 各種イベント等の推進

(2) 体験・滞在型交流の推進

(1) 各種イベント等の推進

【現状と課題】

本市では、「江の川祭」「地場産業祭」「ごうつ秋まつり」が、特に大きな祭りとして知られ、「ごうつ三大まつり」と称されています。これらは、市内の関係組織や市民の協力のもと開催され、市内外から多くの来訪者でにぎわいます。

「江の川祭」は、毎年8月16日に実施をしている本市最大のイベントです。市民総参加のイベントとして、大蛇ボートレース、江津市音頭パレード、花火大会等が開催され、例年6万人もの人出でにぎわっています。

また「地場産業祭」は、地場産業界が一堂に会して成果をPRする「産業祭」として開催されています。

「ごうつ秋まつり」は、伝統芸能をはじめとするイベントステージや地元特産品、農産物の展示・販売を行っています。

各地域における祭りやイベントでは、代表的なものとして桜江地域で開催される「桜江いきいき祭」や「ピクニックラン桜江」があります。

地域のにぎわいを創出するため、石見神楽を活用したイベントや本市への集客のための各種イベントの魅力ある情報発信を充実させ、交流人口の拡大を図っていく必要があります。

方針

本市のにぎわいを創出し、江津らしさをPRしていくため、ごうつ三大まつりなど各種イベントを実施し、交流人口の拡大を図ります。

【具体的な取り組み】

① ごうつ三大まつりの推進

- 江の川祭、地場産業祭、ごうつ秋まつりの推進
- イベント内容の検証と充実・強化



② 各種地域イベント（ピクニックラン桜江、桜江いきいき祭ほか）の推進

- イベント情報のPR活動の推進
- 「江津ひと・まちプラザ（パレットごうつ）」での石見神楽の定期上演の支援

(2) 体験・滞在型交流の推進

【現状と課題】

本市の美しい自然環境や歴史、文化などの特色のある地域資源を活かしたまちづくりを進めるには、市民自らが身の回りに残る生活の知恵や生業を守り伝えるとともに、地域の外に住む人たちの視点を取り入れて付加価値を高めることが求められています。

また、観光の分野においても、団体周遊型から、地域の人と触れあい、伝統的な産業、文化、風習を体感する体験型観光へとニーズが変化し、地域や産業にも新しい観光ビジネスのチャンスをもたらしています。

こうした背景から、地域コミュニティや企業・法人等により、ゲストハウス^{※1}やしまね田舎体験ツーリズムの宿^{※2}といった体験・滞在型施設が開設され、市外や県外からの観光客等の受け入れが活発に展開されつつあります。

加えて、全市に発足した地域コミュニティ組織では、地域外との交流や移住促進活動に意欲的に取り組む地域が現れています。

これらの企業・法人等による体験・滞在型施設と地域コミュニティの移住・交流促進活動を連動し、全市において交流人口を確保しつつ、交流から定住へつなげる取り組みが必要になっています。

方針

豊かな自然環境や歴史、文化、産業などの特色のある地域資源を活かした体験・滞在型の交流を促進するために、地域コミュニティや企業、NPO等の多様な主体の参加のもと、観光から定住までを視野に入れたツーリズムを推進します。

【具体的な取り組み】

① 地域コミュニティ等との連携による交流促進

- 地域コミュニティの移住・交流促進活動の活性化
- 旅館やホテル、ゲストハウスやしまね田舎ツーリズムの宿と地域コミュニティとの連携による体験・滞在型交流の促進

用語の解説

※1 **ゲストハウス**…簡易型宿泊施設に分類され、素泊まり1泊2千円～5千円ほどで利用できる格安の宿。食事等のサービスがなく、共同でキッチン・台所で自炊できることや相部屋の利用などが特徴。 ※2 **しまね田舎ツーリズムの宿**…しまね田舎ツーリズム推進協議会に登録している団体や個人が提供する、農山漁村での地元の人々との交流を通して、農林水産業体験やその地域の自然や文化、暮らしに触れる体験のこと。

基本方針Ⅱ 自然を活かしたふれあいのあるまちづくり

3. 自然とともに歩む環境にやさしいまちづくり

(1) 新エネルギーの導入・活用

(2) 省エネルギーシステムの構築

(1) 新エネルギーの導入・活用

【現状と課題】

本市には、太陽光、風力、水力、バイオマスなど再生可能エネルギー^{※1}を活用した発電施設が多く存在します。特にバイオマスに関しては、市域の8割を占める森林に未利用資源が豊富にあることから、平成21年度にバイオマスタウン^{※2}構想を策定し、バイオマスチップボイラーを市内温泉施設に試験的に導入し、重油から木質チップへ燃料転換を図ることで、経費の節減と二酸化炭素排出量の節減を実現させています。そして、平成27年には、市内に木質バイオマス発電所が稼働し、燃料としての更なる未利用資源の活用が図られています。

今後も再生可能エネルギー、とりわけ新エネルギーの積極的な導入が必要ですが、特に風力や太陽光など再生可能エネルギーは天候に左右され、電力の安定供給に課題があります。比較的発電能力の高い水力発電所や風力発電施設、木質バイオマス発電所のある本市の状況では、それらから産出される電力を小規模エリア内で有効活用し、安定的に供給するとともに、将来の電気自動車（搭載バッテリーの有効活用）の普及を見越し、スマートグリッド^{※3}などの電力の地産地消ができる仕組みを検討する必要があります。

方針

「再生可能エネルギーのまち 江津」として、環境への負荷を軽減するため、風力やバイオマス、太陽光、小水力など環境にやさしい新エネルギーの活用を検討し、導入を図ります。

【具体的な取り組み】

① バイオマスの活用

- 木質バイオマス発電所やチップボイラー等を始めとしたバイオマスの活用の推進

② 多様なエネルギーの導入推進

- 核融合エネルギー等の多様なエネルギーの導入の可能性や、スマートグリッド等のエネルギーの有効活用策などの調査・研究



しまね森林発電所

用語の解説

※1 再生可能エネルギー…資源が有限で枯渇性の石炭・石油などの化石燃料や原子力とは異なり、太陽光・太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱など、自然現象の中で更新されるエネルギー全般を指す。 ※2 バイオマスタウン…バイオマスの発生から利用まで最適なプロセスで結び総合的な利活用システムが構築された地域、又はこれから行われることが見込まれる地域をいう。 ※3 スマートグリッド…次世代送電網のことで電力の流れを供給側・需要側の両方から制御し、最適化できる送電網のこと。

(2) 省エネルギーシステムの構築

【現状と課題】

本市では、省資源や地球温暖化対策といった課題に対応するため、平成20年度に策定した「江津市地域省エネルギービジョン」において、CO₂の削減目標を単年度あたり1%として設定するとともに、江津市地球温暖化対策推進協議会による省エネルギーへの普及啓発活動や買物時のマイバック運動、3R運動^{※1}の推進等の具体的な取り組みを行っています。これらの活動や市民の省エネルギー意識の向上により、CO₂削減量は、平成26年度において平成19年度と比較し8%削減していますが、平成28年度にパリ協定^{※2}に基づいて新たに策定された「地球温暖化対策計画」において、更なる大幅な削減が求められています。

今後、市民一人ひとりが意識と行動を変革し、持続可能な社会の構築の実現を図るため、官民が連携した取り組みの強化が必要です。

方針

ごみの減量化や再資源化につながるリサイクル活動や分別収集の推進、公共施設等での省エネルギーの推進など、市民・企業・行政が一体となって省エネルギーシステムの構築に取り組みます。

【具体的な取り組み】

- ① 3R運動の推進
 - ごみの減量・繰り返し使用・資源化の推進
- ② 公共施設等での省エネルギーの推進
 - 施設改修等による省資源・省エネルギーの推進
- ③ 啓発活動の推進
 - 学校・家庭・地域での環境学習の推進

用語の解説

※1 **3R運動**…「3つのR」(Reduce (リデュース) ごみを減らす、Reuse (リユース) 繰り返し使う、Recycle (リサイクル) 資源物として再利用) を実行し、ごみを減らす取り組みのこと。

※2 **パリ協定**…第21回気候変動枠組条約締約国会議(COP21)が開催されたパリにて、2015年12月12日に採択された、気候変動抑制に関する多国間の国際的な協定。

【参考資料】

●ごみ排出量の推移

(単位：t)

区 分		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
可燃ごみ		5,716	5,668	6,054	6,079	5,959
不燃ごみ		778	831	1,267	1,070	806
分別ごみ	新聞	254	205	220	213	202
	雑誌	253	167	167	165	159
	飲料用紙パック	6	6	5	6	6
	ダンボール	150	153	157	163	169
	ペットボトル	44	56	44	42	43
	白色発砲スチロール	15	11	9	8	9
	その他プラ	154	159	127	121	126
	アルミ缶	44	46	42	40	38
	スチール缶	15	12	10	11	9
	瓶(一升瓶、ビール瓶)	9	10	10	9	8
	瓶(無色)	58	50	47	48	46
	瓶(茶色)	57	54	51	49	49
	瓶(その他)	15	18	16	21	19
合 計		7,568	7,446	8,226	8,045	7,648

資料：市民生活課生活環境係



江津市役所前のリサイクルステーション

第2節 豊かな暮らしを支えるやすらぎのまちづくり

基本方針Ⅲ 健康で安心して暮らせるまちづくり

1. 総合拠点を活かした保健・医療・福祉システムづくり

(1) 保健・医療・福祉の核づくり

(2) 人にやさしい環境づくり

(1) 保健・医療・福祉の核づくり

【現状と課題】

本市では、シビックセンターゾーン^{※1}を保健・医療・福祉機能の拠点として、様々な医療・福祉施設を整備してきました。また、公営住宅や下水道等の基盤整備を行い総合拠点としての機能充実を図ってきました。

今後も各施設の機能強化、公平なサービス提供のための副次的機能の整備とその利活用を推進するとともに、交通ネットワークなどの利便性の強化を行う必要があります。

方針

保健・医療・福祉機能を担うシビックセンターゾーンの機能強化を図るとともに、桜江地域への副次的機能の整備や利活用を推進します。また、市内全域からの交通アクセスを確保し、利便性を高めます。

【具体的な取り組み】

① 拠点施設の強化

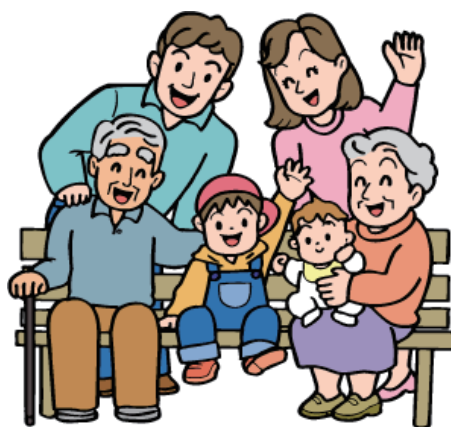
- 保健・医療・福祉機能の強化とネットワーク化の推進

② 副次的機能の整備や利活用の推進

- 桜江支所における保健・福祉サービスの副次的機能の整備や利活用の推進

③ 施設利便性の向上

- 拠点施設への交通ネットワークの整備



用語の解説

^{※1}シビックセンターゾーン…公共施設、福祉施設などの集約化を図った地域のこと。江津市においては、江津市総合市民センター周辺をシビックセンターゾーンと位置づけ、文化・健康・福祉・医療施設などの一体的な整備を推進する。

(2) 人にやさしい環境づくり

【現状と課題】

高齢者や身体の不自由な人などの日常生活での移動や施設の利便性及び安全性向上のため、バリアフリー^{※1}化の取り組みが推進されていますが、本市では社会的、制度的なバリアフリーや道路、公園、河川、公共建築物等の物理的なバリアフリー化は十分ではありません。

今後は、平成22年度に策定した「江津市バリアフリー基本構想」に基づき、公共交通機関、公共施設、建築物等のハード面の整備や、施設等の利用に関する情報提供等のソフト面の取り組み、更に市民一人ひとりが自然に支え合うことができるようにする等の『ハート面の取り組み(心のバリアフリー)』が必要です。

また、年齢・性別・国籍等に関係なく、どこでも、誰もが、自由に使いやすく、製品、建物、空間をデザインする「ユニバーサルデザイン^{※2}」への取り組みが進んでいます。本市においても公共交通施設、建物、公園やトイレなどへユニバーサルデザインを導入し、誰もが使いやすい環境整備を進めていく必要があります。

方針

高齢者や身体の不自由な人を含め、多くの人が利用するシビックセンターゾーン、商業集積ゾーン、江津駅周辺地域を重点整備地区とし、高齢者や障がい者などにやさしいまちづくりの実現に向けバリアフリー化の推進を図ります。

【具体的な取り組み】

① バリアフリーの推進

- 公共交通施設、公共建築のバリアフリー化の推進
- 新たに整備する道路等のバリアフリー化の推進
- 心のバリアフリーの推進
- 各家庭における各種支援制度によるバリアフリーの推進

② ユニバーサルデザインの推進

- 公共施設におけるユニバーサルデザインの推進

用語の解説

※1 **バリアフリー**…障がい者や高齢者などが生活を営む上で支障になっている社会的、制度的、心理的な障がい(バリア)を取り除き(フリー)、誰もが暮らしやすい社会環境をつくろうという考え方。

※2 **ユニバーサルデザイン**…文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異、障害・能力の如何を問わずに利用することができる施設・製品・情報の設計(デザイン)をいう。

基本方針Ⅲ 健康で安心して暮らせるまちづくり

2. きめ細やかでぬくもりのある福祉のまちづくり

(1) 地域福祉の推進

(2) 高齢者福祉の充実

(3) 障がい者福祉の充実

(1) 地域福祉の推進

【現状と課題】

少子高齢化や不況の影響により地域住民の生活には不安やストレスが増大し、地域力は年々低下しています。

このような中、本市においては、人々が手を携えて、誰もがその人らしく安心した生活が送れる地域社会の構築を目指し、平成24年3月に策定した「第2次江津市保健福祉総合計画^{※1}」に「地域福祉計画^{※2}」を盛り込み、様々な事業に取り組んできました。

今後も、地域福祉を担う人づくりやネットワーク強化など、更なる取り組みが必要です。

方針

すべての人が人として尊厳を持ち、住み慣れた家や地域のなかで安心して、その人らしい自立した生活を営めるような、皆が共に生きる地域社会を実現するため、市民全員が一丸となり「未来を創るイキイキ協働体」として行動できるまちを目指します。

【具体的な取り組み】

① 地域福祉を担う人づくり

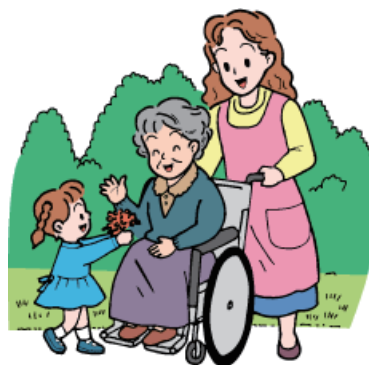
- 学校教育における福祉教育の推進
- 生涯学習による福祉教育の推進
- ボランティアなど市民活動の育成・支援
- 福祉意識の醸成・啓発

③ 地域福祉を支える公的支援体制づくり

- 相談体制の充実
- 情報提供体制の充実
- 権利擁護の推進
- 地域における就労支援
- 地域福祉に関する基盤整備

② 地域福祉を展開する地域づくり

- 地域福祉活動の体制づくり
- 安心・安全を支える地域のネットワークづくり



用語の解説

※1 江津市保健福祉総合計画…「第5次江津市総合振興計画」のまちづくりの基本方針の一つである“健康で安心して暮らせるまちづくり”を進めるための具体的な計画。「地域福祉計画」、「健康増進計画」、「高齢者保健福祉計画」、「障害者保健福祉計画」の4つの計画から構成。 ※2 地域福祉計画…「江津市保健福祉総合計画」を構成する計画の一つ。この計画に基づき、人々が手を携えて、生活の拠点である地域に根ざして助け合い、生活者としてそれぞれの地域で誰もがその人らしい安心で充実した生活が送れるよう、地域社会を基盤とした福祉の推進を図る。

(2) 高齢者福祉の充実

【現状と課題】

わが国の高齢者（65歳以上）数は平成27年度の国勢調査で、3,342万人を超え、総人口に占める割合（高齢化率）は26.7%となっています。本市の平成28年9月末における高齢者数は9,037人（総人口24,369人）で、高齢化率は37%を超えています。高齢者の増加に加え、ひとり暮らしの高齢者や、高齢者のみの世帯の増加、認知症高齢者の増加など、地域における高齢者に関する課題が増えています。

このような課題の解決を図るため、高齢者を地域で支えていく体制づくりとして、地域包括ケアシステム^{※1}の構築を目指した取り組みが求められています。住み慣れた地域で安心して自分らしい暮らしを続けることができるよう、支え合うまちづくりの構築が必要です。

方針

高齢者の生きがい活動支援と就労機会確保、健康診査を推進するとともに、介護が必要とならないための、早期の予防に取り組む介護予防事業の充実を図ります。また、「地域包括ケア」の社会づくりを実現するべく、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供されるまちづくりを目指します。

【具体的な取り組み】

- | | |
|---|---|
| <p>① いきいきとした元気高齢者づくり</p> <ul style="list-style-type: none">●介護予防事業の推進（100歳体操の普及啓発）●生きがいづくりと社会参加活動の推進 | <p>③ 生活者視点の支援の仕組みづくり</p> <ul style="list-style-type: none">●介護予防効果を高めるための仕組みづくり（リハビリ医療専門職の活用）●生活支援サービスの充実・強化 |
| <p>② 安心できる地域包括ケア体制づくり</p> <ul style="list-style-type: none">●地域包括ケア体制の構築●認知症に対する正しい理解の促進（認知症サポーター養成講座の継続）●認知症に対する相談支援体制の充実と家族介護者の支援（オレンジカフェ^{※2}〔認知症カフェ〕の継続）●家族介護支援の推進 | <p>④ 介護サービスの提供体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none">●医療と介護との連携強化、在宅生活の維持に向けた介護サービスの推進●適切な施設整備の計画的な推進 |

用語の解説

^{※1} **地域包括ケアシステム**…2025（平成37）年を目途に、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けるための地域の包括的な支援・サービスの提供体制。

^{※2} **オレンジカフェ**…認知症の方とその家族、地域住民の方々や専門職の方など、誰でも参加ができ、認知症に関する相談や意見交換をしたりする場所。

(3) 障がい者福祉の充実

【現状と課題】

平成25年4月「障害者自立支援法」が一部改正され、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律として「障害者総合支援法^{※1}」と名称が変更されました。これに伴い、障がい者の定義に難病等が追加され、平成26年4月からは重度訪問介護の対象者の拡大、ケアホームのグループホームへの一元化などが実施されました。圏域内では、就労支援事業所が増え、障がい者の社会参加につながっています。またサービス利用者に対しては、相談支援が充実したことにより、サービスの確保や、サービス量の増加にもつながっています。

障がいのある人の高齢化に伴い、支援してきた家族の高齢化から支援が困難になるケースもみられます。また、65歳を迎えた際のサービスの切り替えなどに配慮も必要となっています。

このようなことから引き続き、市の推進体制に加えて、サービス提供事業者の更なる資質向上と障がいのある方達を地域社会で支える体制づくりが必要です。

また、平成28年4月から、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的とした「障害者差別解消法^{※2}」が施行となったことにより、障がいの特性についての理解やその対応等についての更なる普及・啓発が必要となっています。

方針

障がいのある人が能力を発揮し、自立した生活ができるよう支援します。また、障がいの特性・程度に見合った自立や地域生活を支える人材の確保・育成などが行える施策の充実と、障がい者に対する理解や対応についての普及啓発に努めます。

【具体的な取り組み】

- ① 障がい者の自立支援体制づくり
 - 保育・教育の推進
 - 障がい者の雇用・就労の推進
- ② 誰もが尊重しあえる共生社会づくり
 - 障がい者差別解消法の普及・啓発
 - 障がい者の権利擁護と虐待防止
- ③ 障がい者を支えるサービス提供体制づくり
 - 保健・医療の推進
 - 障がいのある人の生活支援
 - 障がい福祉サービスの基盤整備

用語の解説

※1 障害者総合支援法…誰もが住み慣れた地域での生活を実現するために、障がいがある方に対して総合的な支援を行う法律。障害者自立支援法を改正し、基本理念やサービス対象者の拡大などを盛り込んだ新たな法律。

※2 障害者差別解消法…全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的とした法律。

基本方針Ⅲ 健康で安心して暮らせるまちづくり

3. 子どもたちが健やかに育つための環境づくり

(1) 子育てサポートの充実

(2) 子育て環境の整備

(3) 青少年の健全育成の推進

(1) 子育てサポートの充実

【現状と課題】

核家族化や少子化をはじめ、複雑化する社会の中で、子育て家庭の孤立化が進んでおり、このことに対応する子育て支援が求められています。

本市では、こうした子育て家庭のために、親子の交流と育児支援や子育て情報が得られる地域の子育て拠点施設として「子育てサポートセンター^{※1}」や「地域子育て支援センター^{※2}」を市内4か所に設置し、子育て家庭のサポートを行っています。

また、子育て家庭のニーズである一時保育や休日保育、病後児保育などの保育サービスを実施しています。

さらには、子育て家庭にとって医療費や保育料などの経済的負担は大きな問題であり、安心して産み育てることができる総合的なサポート体制の充実が引き続き必要となっています。

方針

子育てサポートセンターを中心に、地域全体での子育てサポート体制を確立します。また、保育サービスの充実や子育て相談窓口の充実、要保護児童^{※3}など支援体制の強化に努めます。

【具体的な取り組み】

- | | |
|---|--|
| <p>① 地域全体における子育て支援の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ●子育てサポートセンター及び地域子育て支援センターの充実 ●子育てサロン、サークル活動の支援 ●ファミリーサポートセンター^{※4}事業の充実 ●赤ちゃん訪問事業の推進 <p>② 保育サービスの充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ●ニーズに応じた特別保育（一時、休日、病後児、延長、障がい児）の拡充 | <p>③ 要保護児童の支援体制の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ●相談窓口の機能強化 ●児童虐待等の未然防止に向けた取組強化 <p>④ 発達障がい児等の支援体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ●ごうつすくすく相談ネット協議会の充実 <p>⑤ 子育て世代への経済的負担の軽減</p> <ul style="list-style-type: none"> ●乳幼児等医療費助成制度の推進 ●児童等入院助成制度の推進 ●保育料の軽減 |
|---|--|

用語の解説

^{※1} **子育てサポートセンター**…次世代育成支援行動計画に基づき、市内4か所の地域子育て支援センターの中核施設で、江津ひと・まちプラザ（パレットごうつ）内に設置。地域子育て支援センターや関係機関と連携して市の総合的な子育て支援を推進する。 ^{※2} **地域子育て支援センター**…孤立化が進む子育て家庭の子育ての不安の解消を図り、安心して子育て、子育てができる環境を整備するため市内4か所（江津市子育てサポートセンター、のぞみ保育園子育て支援センター、あさり保育所子育て支援センター、谷住郷保育所子育て支援センター）に設置。 ^{※3} **要保護児童**…保護者のない児童、保護者に監護させることが不適切であると認められる児童や非行児童など、支援を必要とする児童。

^{※4} **ファミリーサポートセンター**…子育てのお手伝いをして欲しい人、子育てのお手伝いをしたい人が会員となり、保育所の送り迎えなど一時的な子どものお世話を自宅において有料で行う援助システム。江津市子育てサポートセンター内に設置。

(2) 子育て環境の整備

【現状と課題】

現在の子育て環境づくりにおいて、小学生の放課後の居場所づくりと多様化する保育ニーズに対応した保育施設の整備が大きな課題となっています。

保護者が昼間家庭にいない子どもたちが増え、地域において放課後に子どもたちを見守る環境が必要とされています。本市では、子どもたちが安心して地域で過ごせるための「放課後子ども教室^{※1}」「放課後児童クラブ^{※2}」を実施しています。今後、地域の実情に合わせ、継続可能な体制づくりを進める必要があります。

公立保育所や幼稚園の施設の老朽化や少子化の影響で入所者が減少傾向にあることなど、保育サービスの向上を推進していく上で直面する課題に対応するため、施設整備と効率的な運営が必要となっています。

方針

地域社会の中で子どもたちが安心して、楽しく過ごせる居場所づくりと充実した保育サービスの提供を図ります。また、効率的な保育所の運営を目指し、施設整備や適正配置、併せて運営の民営化を推進します。

【具体的な取り組み】

① 地域社会における子どもの居場所づくりの推進

- 放課後子ども教室及び放課後児童クラブの充実

② 多様化する保育サービスに対応した保育施設の整備や適正配置の推進

- 施設の老朽化や入所児童の減少に対応するための施設の適正配置の推進
- 効率的な運営を行うための幼保一元化^{※3}と民営化の推進



用語の解説

^{※1} 放課後子ども教室…小学校区を基本として、小学校等に教室を開設して講師となる地域の大人と子どもが触れ合うことにより、教育力の向上と地域の活性化につなげる事業。 ^{※2} 放課後児童クラブ…保護者が就労等により、昼間家庭にいない小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童に対し、授業の終了後に適切な遊び場及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ることを目的とした事業。 ^{※3} 幼保一元化…少子化の進行、育児サービスの多様化に伴って生じている幼稚園と保育所の抱える問題点を解決するべく、幼稚園と保育所の一元化を図ろうとする政策。幼稚園と保育所は異なる歴史的経緯により設立された為、運営基準・職員の資格（幼稚園は幼稚園教諭、保育所は保育士）・所管庁（幼稚園は文部科学省、保育所は厚生労働省）が異なっている。これを一元化し、教育水準の均等化とサービスの効率化を目指す。

(3) 青少年の健全育成の推進

【現状と課題】

青少年を取り巻く環境は、少子化と核家族化が進み、情報社会の発展とともに、いじめや自殺、虐待など様々な問題が起こっています。コミュニケーションの苦手な子供たちが増えていることが、その要因の一つとされています。

そのため本市では、子どもたちの「生きる力」を育むための取り組みを進めています。

その一つとして、小学生が赤ちゃんやその保護者とふれあうことで、コミュニケーション能力を身につける「赤ちゃん登校日^{※1}」を実施しており、今後も「命の大切さ」を理解する心の育成を図るため、事業の継続が求められています。

また、本市には、心豊かで温かい人々や、恵まれた自然、伝統・歴史に育まれた文化や文化財など様々な郷土資源があります。地域の人々が大切にしてきた伝統文化や芸能は、私たちの心のよりどころであり、これら資源を活かした教育活動を進めることにより、江津の「ひと・もの・こと」を知り、地域やそこに暮らす人々を大切に思う心を育てています。

今後も家庭や学校、地域が一体となり青少年健全育成を推進することが必要です。

方針

次世代に親となる青少年が家族や学校、地域社会とのふれあいの中で「命の大切さ」「ふるさとの大切さ」を学び、心身ともに健全に育つための環境をつくり、青少年の健全育成を推進します。

【具体的な取り組み】

① 命を大切にする心の教育の推進

- 江津「赤ちゃん登校日」の推進
- 学校の職場体験における保育体験
学習の推進
- 保育所と小学校との交流事業の推進

③ 青少年の育成支援

- 地域と学校が一体となった子どもたちの活動を見守る地域づくりの推進
- 青少年育成団体の活動支援や、指導者育成の推進

② ふるさと・キャリア教育^{※2}の推進

- 地域の伝統文化や自然を活用した教育の推進
- 今の学びと未来の生活のつながりを意識し、地域資源を活用した教育の推進

用語の解説

^{※1} **赤ちゃん登校日**…子育て中の親と赤ちゃんが、小学校を訪問し、生徒とペアになって継続的にふれあう体験事業。生後4か月ごろの赤ちゃん（しゃべれない、歩けない）とふれあうことによって、生徒はコミュニケーションづくり、小さな命へのおもいやり、赤ちゃんを通じて育ててもらった親への感謝などを体験する。

^{※2} **ふるさと・キャリア教育**…江津の「ひと・もの・こと」を活かした学習活動を通して、ふるさとへの愛着と誇りを育むとともに、今の学びと未来の生活のつながりを常に意識して、子どもたちの自立を目指す教育。

基本方針Ⅲ 健康で安心して暮らせるまちづくり

4. 健康で活動的な長寿のまちづくり

(1) 健康づくりと疾病予防の推進

(2) 医療体制・制度の充実

(1) 健康づくりと疾病予防の推進

【現状と課題】

医療技術の進歩等により、日本人の平均寿命は延び続けていますが、本市の平均寿命は島根県の平均より、男性は1.61歳、女性は0.99歳低く、特に女性の平均寿命は近年短くなっています。この要因として、若い年代の死亡率が高いことが大きく影響していると考えられ、死亡原因では循環器疾患による死亡率が高くなっています。また、偏った食生活や運動不足等による生活習慣病^{※1}の増加や、それらの疾病の重症化による要介護者の増加の抑制が課題となっています。

本市では健康診査や各種がん検診、健康教育等を実施していますが、いずれも受診率、参加率は高いとは言えず、今後は健康無関心層への対策を充実させる必要があります。

方針

生涯にわたって健康な生活を送ることができるよう、生活習慣改善のきっかけづくりと健康づくりのための環境整備をすすめ、生活習慣病の早期発見、発症及び重症化予防につなげていきます。

【具体的な取り組み】

- ① 自らの健康状態を理解した生活習慣病の発症予防、早期発見
 - 各種健診の受診率の向上
 - 受けやすい各種健診の環境整備
 - 健康無関心層へのアプローチ
 - 各地域コミュニティ組織や職域組織との連携・支援活動
- ② 生活習慣病の重症化予防
 - 健診結果やレセプトを活用した個別支援の充実
 - 医師会、医療機関との連携
- ③ 医療・保健・福祉の連携による健康づくり支援体制の充実
 - 保健及び病診連携の充実
 - 介護、福祉機関との連携体制の推進

用語の解説

※1 生活習慣病…生活習慣が要因となって発生する諸疾病を指すための呼称・概念。ここで言う生活習慣とは、食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒等食事のとり方などを指す。

(2) 医療体制・制度の充実

【現状と課題】

急速な高齢化により医療に対する需要は増大しています。2025年には、いわゆる「団塊の世代」が全て75歳以上となり、全国的に医療や介護の需要が急激に増大することが見込まれ、その対応が急務となっています。

本市においては、救急搬送される患者の半数以上は75歳以上の高齢者となっており、急性期だけではなく、回復期・慢性期における医療と介護の連携も必要となっています。

さらに、医師・看護師不足も深刻化しており、今後も公的病院への支援を継続し、地域医療体制を確保する必要があります。

また、国民健康保険事業については、被保険者の減少や高齢化、総合的な低い所得水準などの構造的要因により、医療費が増大する一方で、保険料収入は伸び悩み、収支に不均衡をきたすなど、財政運営は非常に厳しい状況となっています。経営を圧迫する要因を軽減するため、実効性のある保健事業の実施や保険料収納率の向上など医療費適正化の取り組みが重要です。

方針

市内医療体制の確保のため、特に公的病院への支援、医師・看護師確保対策を実施します。病院と診療所の連携強化のみならず、医療・介護の連携強化も図ります。また、国民健康保険事業は、平成30年度から島根県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国保運営に中心的な役割を担うことで、制度の安定化を図ります。

【具体的な取り組み】

- ① 病院・診療所連携、医療・介護連携に対応する医療体制の強化
 - 病院と診療所の連携強化による救急医療体制の充実
 - 予防、検診、介護、福祉と連携した医療体制の確立
 - タウンミーティング・医療講演会開催による市民と病院の相互理解の醸成
- ② 医師・看護師確保対策の推進
 - 医師・看護師確保対策のための情報把握
 - 地域枠推薦入学制度及び修学資金貸付制度の活用促進
 - 医師・看護師の資格取得（スキルアップ）への支援強化
- ③ 医療保険事業の健全運営
 - 医療費の現状の詳細な分析
 - 市民の健康づくりと医療費抑制のための実効性のある保健事業の実施
 - 国民健康保険料の収納率向上



基本方針Ⅳ 安全で快適な暮らしを支えるまちづくり

1. 地域を支える道路交通体系づくり

(1) 道路網の整備

(2) 総合的な交通ネットワークの充実

(1) 道路網の整備

【現状と課題】

本市の幹線道路は、東西軸としては国道9号を柱とし、平成15年に開通した山陰自動車道江津道路の整備により浜田道（中国横断道）と直結しましたが、広域道路交通網の実現に向け、残された江津I.Cから大田福光間の早期の事業推進が必要となります。

南北軸としては、国道261号を柱としているものの、昭和40年代に整備された旧道路構造規格によるものであり、道路線形、幅員構成等について2次改築の必要があります。

また、国道9号及び261号等の幹線道路を補完する県道に未整備区間が残り、市民生活の利便性はもとより、産業振興、観光振興等での支障や災害時における通行の確保に課題を残しています。

市道については、幹線市道（1・2級）や主要な生活道路でありながら未整備箇所が多く、幅員狭小な道路では救急車両や福祉車両の進入に支障が生じています。また、道路構造物（橋梁、側溝等）の老朽化に伴う長寿命化等の対策や道路法面からの落石等の対策が急務であり、安全な通行確保に課題が生じています。

方針

市中心部と周辺各集落を円滑につなぐ「全市30分道路網^{※1}」の構築を図るため、幹線道路網の整備や、生活道路の改良を促進します。

【具体的な取り組み】

- | | |
|---|---|
| <p>① 山陰自動車道の東伸</p> <ul style="list-style-type: none">●江津I.Cから大田福光間の事業推進に向けた関係機関との連携強化 <p>② 国道261号の改良促進</p> <ul style="list-style-type: none">●利便性・安全性の向上を目的とする整備改良の促進 | <p>③ 主要な県・市道の改良促進</p> <ul style="list-style-type: none">●「全市30分道路網」を確立するための主要な県・市道の改良促進●旧市街地等密集住宅地における区画道路の整備●道路構造物の老朽化対策●道路法面における落石対策 |
|---|---|



用語の解説

※1 全市30分道路網…市内のどこからでも、市内中心部への車での移動時間を30分にする道路整備をいう。

(2) 総合的な交通ネットワークの充実

【現状と課題】

人口減少、少子高齢化が加速度的に進展することで、公共交通事業をとりまく環境が年々厳しさを増している中、地域の活力を維持し、強化するためには、中心市街地及び副次拠点に行政や医療、商業、文化などの機能を集積し、コンパクトなまちづくりと連携して、地域公共交通ネットワークを確保することが喫緊の課題となっています。

現在、本市では、駅前中心市街地のにぎわいを再生するため、中心市街地活性化事業が進められており、交流人口の拡大や商業の活力創出を図ることが求められています。

そうした中、三江線においては廃線が決定しており、廃線後の持続可能な公共交通網の構築に向け、各団体と協議を進めているところです。中心市街地と周辺地域を結ぶ公共交通網の充実を図り、市民生活の利便性を高めるような取り組みが必要です。

方針

三江線廃線後の持続可能な公共交通機関の構築とともに、総合的な交通ネットワークの充実を図ります。

【具体的な取り組み】

- ① 公共交通網再構築事業
 - 三江線廃線後の持続可能な公共交通機関の構築
 - 通勤・通学や通院、買物などの生活交通の確保・充実
- ② 中心市街地へのアクセスの向上
 - 生活交通バス^{※1}やデマンドバス^{※2}の見直し、新規路線の検討
 - 中心市街地主要施設（駅、病院、市役所、商業施設等）をバス等で連絡

【参考資料】

●市内で行っている生活交通（バス事業）

事業名	主な路線
生活交通バス運行事業	井沢町～跡市町、桜江町内
デマンドバス運行事業	川平、上津井・波積、有福・千田
混乗スクールバス運行事業	JR川戸駅～桜江町長谷、桜江町川戸～済生会病院
地方バス路線維持対策事業	周布～有福温泉～江津駅、外15路線（民間バス路線）

用語の解説

※1 生活交通バス…交通空白地域解消のため、事業者が運行している路線バス以外のエリアを運行しているバスの形態。 ※

※2 デマンドバス…利用者の要求に対応して、運行するバスの形態。

基本方針Ⅳ 安全で快適な暮らしを支えるまちづくり

2. 住民ニーズに対応するための情報環境づくり

(1) 情報・通信基盤の整備・活用

(1) 情報・通信基盤の整備・活用

【現状と課題】

ケーブルテレビ（CATV）施設拡張事業については、一部の地域を除いて工事が完了しており、エリア内最高30Mbps^{※1}のネット環境が整備されることとなりました。これに伴い、一部を除く学校、地域コミュニティ交流センター、市の公共施設を結ぶ地域公共ネットワークの整備も完了し、今後はこのネットワークをどのように活用していくかが課題となります。

また、民間事業者により、市内の比較的人口の集中している地域においては、更にそれを上回る速度のサービスも一部開始しています。

超高速の通信環境への接続は企業誘致やIT関連の起業をする上で必須の要件となっています。今後、民間業者の動向を注視しながら普及を図る必要があります。

携帯電話の不感地域は各キャリアの基地局の建設により、かなり縮小してはいますが、依然として完全には解消できていない状況にあり、今後も解消に努めていく必要があります。

方針

CATVの普及を主軸に、高速通信環境の提供や難視聴区域（携帯電話不感地域を含む）を解消するとともに、企業誘致やIT関連の起業に不可欠な高速通信網の整備、行政手続（申請・届出等）のオンライン化などにより行政サービスの迅速化を図るなど、情報・通信基盤の整備・活用に努めます。

【具体的な取り組み】

- ① 高速通信環境整備の促進とデジタルデバイド^{※2}の解消
 - CATVへの加入促進
 - 光ケーブル網の整備の促進
- ② IT社会に対応した市民サービスの向上
 - 地域公共ネットワークの有効活用
 - インターネットなどを活用した行政手続のオンライン化の推進

用語の解説

※1 Mbps…通信速度の単位の一つで、1秒間に何百万ビットのデータを送れるかを表す値。

※2 デジタルデバイド…情報格差のこと。情報を持ったり発信したりできる人、それにアクセスできる人と、それらの行いができない人の間に生じる格差。

基本方針Ⅳ 安全で快適な暮らしを支えるまちづくり

3. 安全で快適な生活環境づくり

(1) 安全で安定的な飲料水の供給

(2) 下水道整備

(3) 衛生環境の充実

(4) 市街地の計画的な整備

(5) 住宅・住環境の整備

(6) 景観形成の推進

(7) 治山・治水等の推進

(8) 防災・減災対策の推進

(9) 地域の安全・安心対策

(1) 安全で安定的な飲料水の供給

【現状と課題】

江津地域では、江の川河口部から海岸部西側にかけて江津市上水道が、東側及び南側に東部松平簡易水道が位置しており、それぞれ「県営江の川水道用水供給事業」から浄水を受水し水道事業を行っています。

桜江地域では、江の川とその支川沿いにそれぞれ自己水源を有する桜江簡易水道と川越簡易水道、長谷・八戸・坂本の各飲料水供給施設及び谷宮農飲雑用水施設により給水を行っています。

国の方針により平成18年度に策定した「簡易水道事業統合計画」に基づき、平成28年度末までに市内全ての上水道事業、簡易水道事業及び飲料水供給施設等を統合します。

中山間地域等に点在する水道未普及地域については、平成19年度に策定した「水道未普及地域解消計画」に基づいてその解消に取り組み、平成26年度をもって事業を完了しました。

今後は、老朽化した管路や機械設備等の更新、配水池等の主要施設の改良及び耐震化を計画的に実施していくことが必要です。人口減少や節水型の機器の普及等により水道使用量、給水収益が年々減少していることから、これらの事業を実施するための財源を確保し、円滑かつ確実に事業を実施するために安定した経営に取り組む必要があります。

方針

市域全体に水の安定供給ができるよう、施設の整備・更新を計画的に推進します。

●水道事業の推移

【江津市全体】

区分	行政区域内人口 人	年度末現在給水人口 人	普及率 %	年間総給水量 m ³	1日平均給水量 m ³	1人1日平均給水量 ℓ
平成23年度	25,801	23,862	92.48	2,297,895	6,279	263
平成24年度	25,467	23,639	92.82	2,336,078	6,400	271
平成25年度	25,091	23,288	92.81	2,269,094	6,217	267
平成26年度	24,867	23,197	93.28	2,235,575	6,125	264
平成27年度	24,474	22,920	93.65	2,259,832	6,175	269

【具体的な取り組み】

① 水道施設の整備

- 老朽化した管路の更新及び機械設備等の適切な周期に応じた更新
- 配水池等の主要施設の改良

【うち江津地域】

区分	行政区域内人口 人	年度末現在給水人口 人	普及率 %	年間総給水量 m ³	1日平均給水量 m ³	1人1日平均給水量 ℓ
平成23年度	22,756	21,203	93.18	2,036,690	5,565	262
平成24年度	22,511	21,015	93.35	2,082,678	5,706	272
平成25年度	22,182	20,702	93.33	2,019,861	5,534	267
平成26年度	22,022	20,652	93.78	1,994,457	5,464	265
平成27年度	21,683	20,405	94.11	2,019,849	5,519	270

【うち桜江地域】

区分	行政区域内人口 人	年度末現在給水人口 人	普及率 %	年間総給水量 m ³	1日平均給水量 m ³	1人1日平均給水量 ℓ
平成23年度	3,045	2,659	87.32	261,205	714	269
平成24年度	2,956	2,624	88.77	253,400	694	264
平成25年度	2,909	2,586	88.90	249,233	683	264
平成26年度	2,845	2,545	89.46	241,118	661	260
平成27年度	2,791	2,515	90.11	239,983	656	261

資料：水道課

(2) 下水道整備

【現状と課題】

下水道整備を定住対策の重要な社会基盤と位置付け、計画的に整備を進めてきましたが、普及率は平成27年度末で42.4%であり、島根県の構想が目指す普及率のおおむね8割（平成30年度）にはほど遠い状況です。平成22年度には江津市下水道基本構想の見直しを行い、集合処理区域の絞り込み、集合処理から個別処理への移行など集合処理区の縮小を図ったところですが、今後は更に効率的で持続可能な事業経営を目指すべく見直しを行うことが必要となっています。

また、効率的で有効な污泥処理方法として江津市衛生処理場を下水道污泥及びし尿・浄化槽污泥を処理する公共下水道污泥共同処理施設として、施設及び設備の改築が必要となっています。

公共下水道整備については、地域の実情やコスト縮減に取り組みながら事業を進め、今後も、事業区域の拡大とともに、水洗化の促進及び接続率の向上により、事業経営の安定を図ることが必要です。

農業集落排水事業は、桜江地域において平成18年度に完了しましたが、今後は各家庭の接続率の向上を図る必要があります。

公共下水道施設は供用年数が11年から12年で、桜江の農業集落排水施設は11年から16年が経過していることから、今後は処理施設や管路施設の予防保全的な点検及び調査を行うとともに、長寿命化対策を含めた維持管理、修繕及び改築等への対応も課題となっています。

また、公共下水道や農業集落排水の対象地域外における生活排水対策として、合併処理浄化槽^{※1}の普及促進に努めることが必要です。

方針

トイレの水洗化など生活環境の改善により若者の定住化を促すため、市街地においては公共下水道事業を中心に、集落部では農業集落排水事業を、その他の地域では合併処理浄化槽の普及を図ります。

【具体的な取り組み】

- ① 普及率向上と計画的な整備の推進
 - 事業認可区域の事業推進
 - 污泥共同処理施設の整備
 - 処理施設の長寿命化対策の推進

- ② 事業推進のための財源確保
 - 受益者負担金及び下水道使用料の適正化と徴収率の向上、接続率の向上

用語の解説

※1 合併処理浄化槽…し尿と生活雑排水（台所、風呂、洗濯等に使用した水）を戸別にまとめて処理する浄化槽。従来のし尿のみを処理する単独浄化槽に比べて、河川等公共水域の汚濁を軽減する効果がある。

③ 合併処理浄化槽の普及促進

- 下水道事業対象区域外の生活環境改善

④ 市街地の浸水対策の推進

- 公共下水道による雨水対策の推進

【参考資料】

●江津市下水道基本構想

平成29年2月

事業種別	処理区名	処理区域 面積 (ha)	計画処理 人口 (人)	処理区域 内世帯数 (戸)	計画 汚水量 (m ³ /日)	備 考
公共下水道	江津西	696	12,300	5,317	6,108	平成14年事業着手・平成18年一部供用開始
	波子	31	560	250	564	平成13年事業着手・平成17年一部供用開始
	江津東	118	866	402	357	
	有福	9	254	112	105	
	黒松	13	172	81	52	
農業集落排水	松川(市村)	6	115	54	35	
	跡市・千田	13	227	99	68	
	後地・都治	24	387	166	116	
	桜江中央	71	1,257	481	473	平成9年度事業着手・平成13年度事業完了・平成13年度供用開始
	川越	40	412	174	178	平成14年度事業着手・平成18年度事業完了・平成18年度供用開始
小規模集合排水	長谷	1	11	9	3	平成13年度事業着手・平成13年度事業完了・平成13年度供用開始
合併処理浄化槽	江津・桜江	-	2,685	1,216		桜江地内は市町村設置型浄化槽
合 計		1,022	19,246	8,361	8,059	

資料：島根県生活排水処理ビジョン第4次構想



シビックセンターゾーン内にある「江津西浄化センター」

(3) 衛生環境の充実

【現状と課題】

し尿・浄化槽汚泥を処理する江津浄化センターは、開設から25年以上が経過し老朽化が進行していることから、施設の更新が急がれます。

また、桜江地区のし尿処理については、邑智事務組合に処理委託をしていますが、江津浄化センターの施設更新に併せて一括処理する方向で検討を進めます。

火葬場については、「江津斎場」が平成22年度に供用開始し、管理・運営は指定管理者制度を導入しています。桜江地区にある「清光苑」については、江津地区との一本化に向け今後の管理・運営体制の検討が必要となっています。

方針

江津浄化センターの施設の更新にあたり、公共下水道を活用し、事業費の縮減を図ります。

【具体的な取り組み】

① し尿処理施設の整備

- 公共下水道を活用した、し尿・浄化槽汚泥処理の推進
- 桜江地区のし尿・浄化槽汚泥処理の江津地区での一括処理

② 火葬場の管理運営体制の見直し

- 桜江地区にある火葬場「清光苑」の管理・運営体制の見直し



江津浄化センター

(4) 市街地の計画的な整備

【現状と課題】

「創造」「再生」「継承」をテーマとした都市再生整備計画に取り組み、シビックセンターゾーン、旧済生会病院跡地については整備がほぼ完了しました。歴史的な街なみの残る江津本町についても継続的な街なみ整備を進め、観光価値も高まるなど一定の成果が得られています。

人口減少の著しい本市においては、市街地の拡大を抑制しつつ、投資効果の高いコンパクトなまちづくりを計画的に進める必要があるため、シビックセンターゾーン、旧グリーンモール周辺の商業集積ゾーン、公共交通拠点の江津駅前ゾーンの3つのエリアを本市の中心市街地と位置付け、江津市中心市街地活性化基本計画を策定しました。特に駅前ゾーンにおいては、「江津ひと・まちプラザ(パレットごうつ)」の建設を行い、民間事業においては金融機関の建替えや宿泊施設の建設が実施され、民間活力を誘発する起爆剤となっています。今後は駅前ゾーン、商業集積ゾーンへの民間事業を促進する支援を進めながら、各ゾーンの機能と連携を高めるための取り組みが必要です。

また、本市の「顔、玄関口」として相応しいまちづくりを進めるため、江津駅舎、駅前広場の活用、整備についても検討を進める必要があります。

市街地における地籍調査については、大半が未着手です。市街地整備を円滑に進めるためにも、早急な調査が必要です。

方針

江津駅前地区の整備を重点的に推進するとともに、都市公園^{※1}等の公園緑地の整備、充実を図ります。

また、社会経済基盤の基となる地籍調査を推進します。

【具体的な取り組み】

- | | |
|--|--|
| <p>① 中心市街地エリアの整備</p> <ul style="list-style-type: none">● 中心市街地活性化基本計画の推進● 民間事業者への支援 | <p>③ 都市公園の整備</p> <ul style="list-style-type: none">● 江津中央公園の整備・充実● 市街地内の各種緑地、小公園等の整備・充実 |
| <p>② 都市計画道路の整備</p> <ul style="list-style-type: none">● 長期未着手都市計画道路の見直し● 都市計画道路の計画的整備の推進 | <p>④ 地籍調査の推進</p> <ul style="list-style-type: none">● 未調査地域における地籍調査の推進 |

用語の解説

※1 都市公園…計画的な「まちづくり」の一環として、都市公園法に基づき、国や県、市町村がその土地や物件についての所有権などの権利を取得した上で、公園として整備管理するもの。

(5) 住宅・住環境の整備

【現状と課題】

道路が狭あい^{※1}なため防災上危険な住宅や耐震性能が不足している住宅など防災面で改善の必要がある住宅環境整備が遅れています。

また、少子高齢化等が進み生活環境が地域の実情に合わなくなってきました。

老朽化した市営住宅については、時代のニーズを踏まえ、計画に基づき順次建て替えを実施していく必要があります。

方針

江津市住生活基本計画（第2次江津市住宅マスタープラン）に基づき、近年の多様化した住宅ニーズを踏まえながら、老朽市営住宅の集約・建て替えを行うなど、市営住宅の整備・更新並びに住宅および住環境の整備に努めます。

【具体的な取り組み】

① 密集住宅市街地の住環境改善や狭あい道路の拡幅整備

- 東高浜地区の住環境整備を推進
- 狭あい道路への拡幅整備支援

② 街なみ環境整備

- 江津本町地区の歴史的街なみの整備の推進
- まちづくり協定に適合した住宅の修景整備の促進

③ 市営住宅の集約建替え

- 老朽化した市営住宅の集約・建て替えの推進



定住促進住宅

用語の解説

※1 狭あい…対面通行の場合は大型自動車同士のすれ違いが不可能であり、一方通行の場合は大型自動車の通行が不可能な程、道幅の狭い道路（道）を指す。

【参考資料】

●公営住宅ストック状況（平成29年2月現在）

区分	団地名	構造	戸数	建築年度	耐用年限
市営住宅	黒松団地	簡平	6	昭和43年度	超過
	嘉戸団地	簡平	36	昭和38年度～昭和45年度	超過
	浅利団地	簡平	16	昭和44年度	超過
	浅利長者原団地	簡平	4	昭和45年度	超過
	敬川団地	簡2	42	昭和46年度～昭和49年度	1/2経過
	尾浜団地	簡2	20	昭和50年度	1/2経過
	浅利旭団地	簡2	20	昭和54年度～昭和55年度	1/2経過
	浅利曙団地	中耐	60	昭和57年度～昭和63年度	1/2未経過
	跡市団地	簡平	4	昭和60年度	超過
	小田団地	簡2	14	昭和47年度	1/2経過
	大貴団地	簡2	4	昭和47年度	1/2経過
	渡団地	簡2	4	昭和47年度	1/2経過
	鹿賀団地	簡2	6	昭和47年度	1/2経過
	市山団地	簡2	6	昭和53年度	1/2経過
	三田地災害特別団地	木2	1	昭和58年度	超過
	今田災害特別団地	木平	1	昭和58年度	超過
	渡田災害特別団地	木2	1	昭和58年度	超過
	江尾1号棟団地	コ2	4	昭和58年度	1/2未経過
	江尾2号棟団地	コ平	4	昭和62年度	1/2未経過
	養路団地	簡2	4	昭和59年度	1/2経過
	今田1号棟団地	中耐	6	昭和60年度	1/2未経過
	今田2号棟団地	中耐	12	昭和61年度	1/2未経過
	谷住郷団地	木2	10	平成5年度	1/2経過
	風の里団地	木2	4	平成13年度	1/2未経過
	江津中央団地	中耐	12	平成19年度	1/2未経過
		高耐	36	平成21年度	1/2未経過
中耐		32	平成23年度	1/2未経過	
定住促進住宅	小田中団地	木平	2	平成4年度	1/2経過
	谷住郷団地	木2	4	平成5年度	1/2経過
	長尾団地	木2	10	平成6年度～平成7年度	1/2経過
	今田第二団地	木2	6	平成10年度	1/2経過
	小田第二団地	木2	12	平成13年度	1/2未経過
公社住宅	長尾第二団地	木2	6	平成8年度	1/2経過
	今田第二団地	木2	6	平成9年度	1/2経過
	和田団地	木2	8	平成12年度	1/2経過
	風の里団地	木2	4	平成13年度	1/2未経過
公営住宅 34団地 427戸					

資料：都市計画課

(6) 景観形成の推進

【現状と課題】

本市には、中国地方最大の河川で「中国太郎」とも呼ばれている江の川の流れ、中国山地から続く山々、白砂青松の海岸線と大島や大崎鼻などの豊かな自然景観があります。これらの景観は、古来より万葉集に歌われ、人々に愛されてきました。

また、本市には、江の川の舟運と北前船の海運の拠点「江津湊」として栄えた歴史があり、神社仏閣をはじめ、史跡、名勝など歴史や文化を感じさせる景観があります。豊かな自然の中に抱かれた石州赤瓦の家並み、石見神楽や田植え囃子、ホーランエー（宝来栄：山辺神社の江津祇園大祭礼）などの祭り、江津のシンボルとなっている製紙工場の煙突やシビックセンターゾーンなど私たちの心に残る美しい風景が、市内の様々な所にあります。

これらの景観は、地域のかげがえのない貴重な財産であり、本市の魅力と活力の向上、観光振興、経済効果や地域間交流の促進につなげて行くことが必要です。

また、そこに暮らす人々が日常の風景の価値に気づくことで、地域に対する誇りと愛着を醸成し、「江津らしさ」が溢れ活力に満ちた街を次世代に引き継いでいくことが重要です。

方針

本市の豊かな自然や歴史を感じさせる魅力的な景観を守り育てるため、市民・事業者・行政が協働し本市の美しい景観、価値ある景観を保全・継承・創造する取り組みを推進します。

【具体的な取り組み】

① 景観形成制度の運用

- 景観計画の周知と届出の円滑な運用
- 景観区域の重点地区、赤瓦景観保全地区の景観形成
- 江津駅前地区、有福温泉地区の重点地区化

② 景観資源の保全と活用

- 石州赤瓦利用促進補助制度の充実と石州赤瓦景観の情報発信
- 屋外広告物の景観誘導と景観阻害要因の適切な景観誘導
- 江津駅前地区の景観整備
- 江津本町地区の街なみ環境整備事業の推進
- シビックセンターゾーンの景観保全
- 江の川沿いの桜並木の保全、整備
- 景観重要建造物、景観重要樹木の指定

③ 景観まちづくりに関する市民意識の向上

- 赤瓦の住宅・街なみ絵画コンクールや景観フォトコンテストの開催
- 景観講演会やシンポジウムの開催
- 赤瓦景観住民協定の締結促進



江津市波子町の赤瓦の街並み



江津ひと・まちプラザ（パレットごうつ）

(7) 治山・治水等の推進

【現状と課題】

治山事業には、大きく保安林と地すべり防止事業の2種類があります。森林は、雨や雪の水分を大量に吸い込んでゆっくり流し出す「緑のダム」と言われ、適所に保安林を指定し保全することで水源の涵養、土砂流出の防止、風水害の防止など多面的機能を発揮し生活環境の保全・形成等を図ります。また地すべり防止対策として、砂防^{※1}事業及び急傾斜地^{※2}崩壊対策事業等が実施されています。

本市は江の川の河口に位置し、豪雨時には江の川流域の雨水が集中するため、河川の氾濫や堤防の決壊など、古くから水害に悩まされてきました。

昭和47年の大水害以降、江の川治水事業が促進されてきましたが、江の川上流域（広島側）に比べ江の川下流域（島根県側）の堤防整備は著しく遅れ、未だに無堤地域が数多く残されており、江の川水系河川整備計画に基づく計画的な整備が求められます。

また、海岸線は日本海特有の強い風と波の影響を受け、海岸浸食や河川閉塞による住宅や道路への被害対策が必要となっています。

方針

風水害など自然災害の防止や国土の保全を図るため、保安林や地すべり対策等、森林の保全とともに、江の川及びその支流八戸川の河川整備、波積ダムの建設等促進により、治山・治水の推進、海岸浸食や河口閉塞の防止に努めます。

【具体的な取り組み】

① 治山の推進

- 保安林の指定と保全による土砂災害などの未然防止
- 地すべり防止地区や急傾斜地崩壊危険地区などの防災事業の推進

② 治水の推進

- 江の川及び八戸川の河川整備の推進
- 波積ダムの早期完成促進

③ 海岸保全

- 保全区域の拡大と浸食対策事業の促進



江の川堤防（桜江町谷住郷）

用語の解説

※1 砂防…そのまま放置すれば危険のある土砂の流れを抑制、調整して、自然になじませながら、無害な土砂の流れにすること。 ※2 急傾斜地…崩壊により相当数の居住者等に危害が生ずるおそれのある所、及びこれに隣接する土地のうち急傾斜地の崩壊を助長し、又は誘発するおそれのある山で、基準に該当するもの。

(8) 防災・減災対策の推進

【現状と課題】

本市には、常備消防として江津消防署及び江津消防署桜江出張所があり、火災などの災害や救急出動に備えています。

一方、地域の防災活動の主軸を担う消防団は、本部及び23分団で組織し活動を行っていますが、人口の減少、高齢化などにより団員の確保が難しくなるとともに、施設や設備の老朽化が進んでいます。

また、避難場所に指定している公共施設については、老朽化が進んだものもあり、統合や廃止を検討した上で、耐震化が必要な施設については、耐震診断及び補強工事を年次計画的に進めていく必要があります。

そうした中、東日本大震災や熊本地震など近年多発する大規模地震を受け、これまでの防災対策や災害時の危機管理のあり方を今一度見直す必要に迫られています。

これまでの本市における取り組みに加え、更に地域の防災力を高めるために、防災や減災のための対策をハード・ソフトの両面から強化するとともに、災害情報の迅速で確実な伝達手段の確立を図る必要があります。

また、地域住民が自ら防災意識を高めるための自主防災組織^{※1}等の設立育成など、行政と地域住民の協働により、多方面から防災・減災対策を進めて行かなければなりません。

方針

災害発生時に備え、災害情報の迅速で確実な伝達手段の確立・充実と、消防施設の整備・更新を行うとともに、避難場所や避難経路を確保します。

また、地域防災力を高めるために自主防災組織の育成に努め、住民の防災意識の向上を図ります。

【具体的な取り組み】

① 消防体制の整備

- 常備消防組織、消防団組織の構成・適正配置の推進
- 消防施設・設備の改修・整備
- 消防水利の確保

② 災害避難場所の整備

- 公共施設の避難場所としての整備・改修
- 災害時の避難場所となる公園や広場のオープンスペースとしての整備



平成25年豪雨災害

用語の解説

※1 自主防災組織…日本において災害対策基本法第5条2において規定されている、地域住民による任意の防災組織のこと。

③ 自主防災組織の構築

- 地域住民や地域組織、事業所が連携した自主防災組織の構築

④ 防災マップの整備・拡充

- 市内に配布済みの防災マップ^{※2}の更新と、より分かりやすいマップ作成の研究

⑤ 災害情報伝達手段の高度化・多様化

- 防災行政用無線の加入を促進するとともに、CATV を利用した災害情報発信、携帯電話への防災・防犯メールの送信など、多様な情報伝達手段の構築
- 防災行政用無線のデジタル化

⑥ 耐震診断・耐震改修の促進

- 江津市耐震改修促進計画（第2次）に基づく公共施設及び特定建築物の耐震化の推進
- 災害時の防災拠点施設や行政機能を維持するための新庁舎建設を含めた検討
- 木造住宅の耐震化の促進

⑦ 災害ボランティアの受入、支援

- 被災地の内外から参加する多種多様な災害ボランティアが効果的に活動できる拠点として、災害ボランティアセンターを設置

【参考資料】

●江津市消防団機構図

団長	1名
副分団長	5名
分団数	23分団
団員数	675名 (条例定数)

分団構成

波積	30名	黒松	20名	都治	35名	浅利	25名	松川	35名	川平	20名
渡津	30名	金田	15名	本町	15名	玉江	30名	嘉久志	25名	和木	20名
都野津	35名	二宮	30名	敬川	25名	波子	20名	跡市	35名	有福温泉	20名
長谷	34名	市山	35名	川戸	45名	谷住郷	35名	川越	55名		

資料：総務課

用語の解説

^{※2}防災マップ…台風、大雨、津波など災害によって被害が想定される箇所や避難所の位置などを地図に示したものの。

●避難場所

平成29年2月時点

地区	場所	地区班TEL
波積	○波積地域コミュニティ交流センター	(0855) 55-0001
黒松	○黒松地域コミュニティ交流センター	(0855) 55-1601
	黒松ふれあい交流センター	
	法正寺 配食サービスセンター合歓の郷	
都治	○都治地域コミュニティ交流センター	(0855) 55-0002
	さくら保育園	
	江津東小学校	
	波来浜ふれあい集会所 江東中学校	
浅利	○浅利地域コミュニティ交流センター	(0855) 55-1004
	あさり保育園	
松川	○松平地域コミュニティ交流センター	(0855) 57-0002
	上津井ふれあい交流センター	
	旧松平小学校	
川平	○松平地域防災拠点施設	(0855) 57-0040
渡津	○渡津交流館	(0855) 52-2569
	石見智翠館高校	
	江津清和養護学校	
	県立少年自然の家	
金田	○金田公民館	(0855) 52-0704
	金田八幡宮	
	金田大元神社	
高浜	○江津中央ふれあい会館	-
	江津中学校	
	総合市民センター	
	めぐみ保育園	
本町	○郷田公民館	(0855) 52-5566
	郷田小学校	
	本町第1集会所	
島の星	島の星集会所	
嘉久志	○嘉久志地域コミュニティ交流センター	(0855) 52-0436
	高角小学校	
	江津市民体育館	
	地場産業振興センター 江津保健センター	
和木	○和木地域コミュニティ交流センター	(0855) 53-3315
	和木保育所	
	和木集会所	
都野津	○都野津地域コミュニティ交流センター	(0855) 53-0453
	津宮小学校	
	のぞみ保育園	
	津宮放課後児童クラブ(旧津宮幼稚園)	
	都野津会館	

地区	場所	地区班TEL
二宮	○二宮地域コミュニティ交流センター	(0855) 53-1665
	青陵中学校	
	ミレ青山	
敬川	○敬川地域コミュニティ交流センター	(0855) 53-1958
	川波小学校	
	敬川保育所	
波子	○波子地域コミュニティ交流センター	(0855) 53-1902
	常福寺	
	波子保育所	
跡市	○跡市地域コミュニティ交流センター	(0855) 56-2107
	旧跡市小学校	
	跡市保育所	
有福温泉	○有福温泉地域コミュニティ交流センター	(0855) 56-2218
	旧有福温泉小学校	
	本明自治会館	
長谷	○長谷地域コミュニティ交流センター	(0855) 92-1218
	山中集会所	
	八戸集会所	
	勝地集会所 長谷生活改善センター	
市山	○市山地域コミュニティ交流センター	(0855) 92-1508
	市山文化福祉センター	
	正蓮寺	
	今田集会所	
	福應寺	
	江尾大元神社	
	後山集落センター 旧市山保育所	
川戸	○江津市コミュニティセンター	(0855) 92-1211
	川戸地域コミュニティ交流センター	
	三田地集会所	
	小田八幡宮	
	小田集会所	
	桜江中学校	
谷住郷	○谷住郷地域コミュニティ交流センター	(0855) 92-1457
	見水山八幡宮	
	谷集会所	
	長戸路集会所	
	谷住郷多目的集会所	
川越	○川越地域コミュニティ交流センター	(0855) 93-0825
	川越地区体育館	
	渡会館	
	鹿賀会館	
	坂本集落センター	
	川越生活改善センター	
	下大貴会館	
	田津会館	

「災害地区班」は「○」印のついた施設に設置します。

資料：総務課

(9) 地域の安全・安心対策

【現状と課題】

近年、窃盗などの犯罪が都市から地方に広がる傾向が見られ、地域の安全が脅かされています。安全な地域社会を維持するためには、地域住民自らが行動し、不審者に目を光らせ、地域の子ども一人ひとりに声をかけるなどの見守り活動が必要です。

また、高齢化社会の進展に伴い高齢者の関わる事故が増加傾向にあり、これに対応した交通安全対策が求められています。

さらに、年々増加する消費者問題に対応するために、消費者センター^{※1}との連携強化を進め、消費者の被害防止に努める必要があります。

方針

防犯活動の充実や交通安全対策の推進、消費者の意識啓発などに取り組み、地域の安全・安心対策を推進します。

【具体的な取り組み】

① 防犯活動の充実

- 市民の防犯意識の啓発や防犯自治会等の活動支援
- 地域で整備する防犯灯設置の支援
- 登・下校時での声かけ運動やパトロール活動の推進
- 危険時に駆け込める子ども避難所との連携推進

●防犯灯設置数(平成29年2月現在) 連合自治会別 単位:灯

名称	灯数	名称	灯数
江津本町・金田島の星	118	川平	53
江津(高浜)	146	松川	117
嘉久志	226	浅利	69
和木	165	都治	157
渡津	180	波積	78
都野津	268	黒松	63
敬川	134	長谷	52
波子	117	市山	117
二宮	237	川戸	71
跡市	119	谷住郷	107
有福温泉	57	川越	147
合計		2,798灯	

資料:総務課

② 交通安全対策の推進

- 必要な防護柵、ガードレール、反射鏡、道路標識などの調査と整備
- 交通事故全般についての指導、助言を行う
県交通事故相談所の活用周知
- 地区交通安全対策協議会など、関係諸機関の推進体制の強化

●交通事故(人身事故)発生状況 単位:件、人

年別	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	
人身事故	件数	57	60	39	46	46
	死者	2	3	0	0	0
	傷者	72	77	45	52	59
物損事故	517	514	527	572	559	

資料:総務課

③ 消費者保護の推進

- 賢い消費者育成のための消費者教育と啓発活動
- 消費者や消費者センターとの連携強化

用語の解説

※1 消費者センター…地方公共団体が設置している行政機関であり、事業者に対する消費者の苦情相談(相談料は無料)、消費者啓発活動や生活(衣食住)に関する情報提供などを行っている。

第3節 いきいきとした人づくり・地域づくり

基本方針Ⅴ 豊かな心を育む芸術・文化・教育・スポーツのまちづくり

1. 伝統文化を守り育てるまちづくり

(1) 伝統文化の保護・継承と文化活動の活性化

(1) 伝統文化の保護・継承と文化活動の活性化

【現状と課題】

本市には、国指定重要文化財 2 点、国・県指定の文化財 9 点、市指定の文化財 53 点、埋蔵文化財 400 件以上と多数の文化財^{※1}があります。

これらの貴重な文化的財産を守り継承するために、その管理状況の把握と現在指定している文化財の保存・管理のあり方を見直し、長期的な視野を持って活用を図るとともに、広く市民に対して文化財保護への理解と協力を図る必要があります。

また、古くから連綿と受け継がれてきた貴重な伝統文化や伝統芸能は、伝承者の高齢化が進み、継承者が育っていない状況があることから、これらを受け継ぐ人材の育成に努めることが重要です。

方針

本市に受け継がれる文化的財産を後世に伝えるため、その保護と継承に努めるとともに、将来に向けた多角的な支援と環境づくりに努めます。

また、市民の文化活動を促進するとともに、将来に向けた人材育成に努めます。

【具体的な取り組み】

① 文化的財産の保存伝承

- 伝統文化・伝統芸能等の保存伝承の推進
- 文化財保護思想の普及啓発の推進
- 埋蔵文化財の調査・活用の推進

② 地域文化の振興

- 市民が充実した文化活動に取り組む環境づくりの推進



重要無形民俗文化財「大元神楽」

用語の解説

※1 文化財…「我が国の長い歴史のなかで生まれ、育まれ、今日まで守り伝えられてきた貴重な財産」のこと。お寺や神社の建物、彫刻(仏像)、絵画、文書、お祭(民俗 行事)、遺跡、貴重な動物や植物などを指す。

基本方針Ⅴ 豊かな心を育む芸術・文化・教育・スポーツのまちづくり

2. 豊かな創造性を育む人づくり

(1) 学校教育環境の整備

(2) 学校教育の充実

(3) 国際文化交流の推進

(4) 学校・家庭・地域の連携・協力の推進

(1) 学校教育環境の整備

【現状と課題】

本市は、少子化による児童・生徒の減少に伴い、学校の小規模化が進んでいます。平成28年4月には、統廃合により小学校が8校から7校となり、中学校は4校となりました。

学校施設の大半については、建築後40年以上を経過しており、大規模な改修や改築が必要となつていきます。

平成23年3月に策定した「第2次学校整備再編基本計画」に基づき、地域の実情に応じ、関係者の理解を得ながら、子どもたちの「よりよい教育環境」を維持するため、統合整備も含めた学校規模の適正化を図る必要があります。

学校は、「子どもたちの学習と生活の場」であると同時に「防災の拠点や地域交流の場」でもあります。学校施設の耐震化の早期完了を目指すとともに、老朽化した施設については、施設の長寿命化に係る整備を計画的に推進する必要があります。

幼稚園については、平成27年4月1日からスタートした「子ども・子育て支援新制度」に基づき、幼児教育の更なる「質の向上と量の拡充」を図ります。幼児期における教育を効果的に行うためには、サービスの充実に加え、保育所も含めた施設の適正配置、運営体制の強化が必要になります。施設の老朽化も進んでいることから、多様なニーズに対応できる「認定子ども園^{※1}」への移行を進める必要があります。

学校給食は、現在、センター方式で実施していますが、児童・生徒への安全・安心な学校給食を提供するため設備等の更新を計画的に行う必要があります。

方針

少子化による児童・生徒の減少を踏まえ、小中学校の適正配置の検討、耐震化の推進や施設の予防保全措置による長寿命化を図り、児童・生徒の安全安心に努めます。

【具体的な取り組み】

- ① 小中学校の年次計画的な整備
 - 第2次学校整備再編基本計画に基づき、適正規模の学校整備の推進
 - 年次計画的に耐震改修、改築及び改修等による長寿命化の推進
- ② 学校給食施設設備の計画的な整備
 - 給食配送車及び調理設備・備品の計画的な更新
- ③ 認定子ども園の整備
 - 幼保連携型認定子ども園への移行の推進

用語の解説

※1 認定こども園…教育・保育を一体的に行う施設で、いわば幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持っている施設。就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能や、地域における子育て支援を行う機能を有している。

【参考資料】

■市内の幼稚園、小中学校、高等学校、大学校

●幼稚園

区分		年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
園数			2	1	1	1	1
学級数			4	2	2	2	2
教員数			10	6	5	6	6
園児数	総数		53	44	30	30	47
	1年保育		23	29	20	14	16
	2年保育		30	15	10	16	16
	3年保育						15

資料:教育委員会

●小学校

区分		年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
学校数			8	8	8	8	8
学級数			69	68	69	69	69
教員数			131	126	130	132	131
児童数	総数		1240	1216	1190	1173	1110
	1年生		175	191	200	183	156
	2年生		206	175	188	200	184
	3年生		226	207	176	188	201
	4年生		197	226	207	177	189
	5年生		224	195	223	205	178
	6年生		212	222	196	220	202

資料:教育委員会

●中学校

区分		年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
学校数			4	4	4	4	4
学級数			30	29	28	27	29
教員数			79	78	76	75	76
生徒数	総数		670	649	648	623	634
	1年生		225	211	220	197	217
	2年生		220	221	207	221	197
	3年生		225	217	221	205	220

資料:教育委員会

●県立、私立高等学校の状況(平成29年2月)

区分	設置学科学級数	学級数(学級)	生徒数(人)	教員数(人)	
県立	江津高校	普通8	8	224	30
	江津工業高校	建築2 総合電気2 機械2 機械・ロボット1 建築・電気1	8	216	45
	江津清和養護学校	小学部5 中学部4 高等部5	14	23	47
私立	石見智翠館高校	普通20	20	587	38
	キリスト教愛真高校	普通3	3	54	20

資料:各高等学校

●大学校の状況(平成29年2月)

区分	設置学科	学級数(学級)	生徒数(人)	教員数(人)
中国職業能力開発大学校附属 島根職業能力開発短期大学校 (ポリテクカレッジ島根)	生産技術科 電子情報技術科 住居環境科	1 1 1	80	13

資料:ポリテクカレッジ島根

(2) 学校教育の充実

【現状と課題】

子どもたちを取り巻く環境は、グローバル化・情報化の進展や科学技術の進歩、更には少子化の進行、価値観やライフスタイルの多様化など、社会の急激な変化に伴う先の見通せない厳しい状況です。

このような時代を生き抜くためには、地域とのつながりを活かした学習環境づくりや個に応じたきめ細やかな教育の推進、更には安全・安心な教育環境を整え、知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育むことが必要です。

学校教育においては、子どもたち一人ひとりが学習意欲を持ち、学んだ知識や技能を生かす確かな学力の育成に取り組む必要があります。思考力・判断力・表現力などの幅広い学力を身に付けさせるため、課題の発見と解決に向けて主体的・協働的に学ぶ学習の確立、キャリア教育の視点に立った社会とのつながりや将来の生き方を意識できる学習の充実を図り、これからの時代に求められるコミュニケーション能力や情報を活用する能力を培うことが必要です。

さらに、子どもたちの豊かな情操や規範意識、自他の生命の尊重、自尊感情、他者への思いやり、社会性などを育むため、道徳教育の充実や人権教育の推進を図ることが大切です。

また、学校給食の充実、食育の推進により、心身の健康の保持増進や子どもたちの体力の向上を図るため、学校や地域でスポーツをする機会を増やすことによって、健やかな体の育成に努めて行かなければなりません。

方針

「ふるさと江津を愛し、豊かな心で、明日を創る人」を教育ビジョンとし、ふるさとの自然や伝統文化などに対する愛着や誇り、理解を土台に、自他を大切にし、人権を尊重する豊かな心、社会に主体的に関わる態度や貢献する心を育みます。

【具体的な取り組み】

① 確かな学力の向上

- 学力向上支援員^{※1}配置事業、学力調査事業などの推進
- ふるさと・キャリア教育の視点に立った学習の充実
- 外国語指導員（ALT）招致事業、学校ICT整備事業など時代に対応した教育の推進

② 豊かな心・健やかな体の育成

- 道徳教育の充実
- 人権教育の推進
- いじめ・不登校の防止への取り組み
- 体力づくりの推進
- 心と体を育む食育の推進

③ 信頼される学校づくりの推進

- 授業力改善など教職員の資質能力の向上
- 個に応じたきめ細やかな教育の推進

用語の解説

※1 学力向上支援員…学習・生活指導の補助を行う補助員。児童・生徒個々のつまずきに対しきめ細かな指導を行うことで、基礎的学力の定着と学習意欲の向上を図る。

(3) 国際文化交流の推進

【現状と課題】

本市には、平成29年1月末現在、10か国、約265名の外国人が生活しています。外国人との言葉、文化や習慣の違いなどを理解し合い、お互いにとって住み良い環境づくりを推進する必要があります。

本市では、1904年に和木海岸沖で沈没したイルティッシュ号^{※1}の史実を通じ、現在でも和木地区とロシアとの交流が盛んに行われていますが、今後は市民レベル、民間レベルで行われている外国人との交流活動を更に支援するとともに、その交流から生まれる多様な価値観への理解を深め、外国人、日本人がお互いを認め合える社会を構築することが重要です。

方針

外国人住民と地域住民がお互いの文化・慣習を認め合い、地域活動への参加促進、安全・安心が確保できる生活基盤を目指した「多文化共生社会^{※2}」を推進します。また、外国人との交流事業により多様な価値観への理解を深め、国際的視野をもった人材を育成します。

【具体的な取り組み】

- ① 異文化交流・多文化理解の推進
 - 市民レベルでの国際交流の推進（イルティッシュ号等）
 - 民間レベルでの国際交流のための支援
 - 国際化社会に対応できる人材の育成

- ② 外国人住民への支援の推進
 - 外国人が住みやすいまちづくりの推進



イルティッシュ号乗組員救援110周年記念事業

用語の解説

※1 **イルティッシュ号**…日露戦争中に和木海岸沖で沈没したロシア艦隊の特務艦。乗組員235名を和木住民が救援した。

※2 **多文化共生社会**…国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的な違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくことが出来る状態。

(4) 学校・家庭・地域の連携・協力の推進

【現状と課題】

青少年の犯罪や、いじめ、不登校など、青少年をめぐる多種多様な問題が発生している背景として、地域における地縁的なつながりの希薄化や個人主義の浸透などによる、いわゆる「地域・家庭の教育力の低下」が指摘されています。

地域や家庭は、子どもにとって多くの時間を過ごすところであり、愛郷心を育むふるさと教育や家庭教育の役割は大きなものがあります。

また、学校においては、子どもの健やかな成長に関して、求められる多様な教育活動が増加しており、教員が子ども一人ひとりに対するきめ細やかな指導の時間の確保が課題となっています。

そこで、子どもの教育現場として確立してきた学校への多面的な支援と、更なる学習活動の充実を図るために、家庭・地域が協力していく仕組みづくりが必要です。

方針

地域の「ひと・もの・こと」を教材に、大人も子供も一緒に（共に）成長（育つ）し、ふるさとを愛し、誇れる態度を養うための『共育』を推進します。また、そうした教育活動を地域の活性化につなげます。

【具体的な取り組み】

① 学校・家庭・地域の連携・協力による教育の充実

- 学校と地域の連携による学校支援体制の充実
- 子どもを地域全体で育む環境整備の促進
- ふるさと・キャリア教育の推進
- 家庭教育の支援充実



基本方針Ⅴ 豊かな心を育む芸術・文化・教育・スポーツのまちづくり

3. 生涯学習・生涯スポーツのまちづくり

(1) 生涯学習・生涯スポーツの充実と推進

(1) 生涯学習・生涯スポーツの充実と推進

【現状と課題】

ライフスタイル^{※1}の変化、趣味の多様化などに伴い、市民の学習やスポーツに対するニーズが高まっています。また、様々な学習やスポーツをする機会が少ない人たちへのきっかけづくりをする上で、生涯を通じて心の豊かさを実感しながら健康で充実した生活が送れるようにすることが大切です。

多くの市民が学習やスポーツを行えるよう生涯学習施設やスポーツ施設を有効に活用していくことも重要です。しかし、老朽化の進んだ施設については、施設の利用状況や住民ニーズを把握した上で、必要に応じて更新や修繕を実施し、今後も利用が見込めない施設については、廃止を含め他施設との集約化や複合化などの検討が必要です。

また、図書館や郷土資料室については施設が狭隘であり、資料の展示や図書の保管スペースが十分とは言えないため新たな施設の建設も含めた検討が必要です。

方針

生涯を通じて学習・スポーツ活動を促進するため、関係団体の支援・育成と指導者の養成に努めます。

【具体的な取り組み】

① 生涯学習活動・生涯スポーツの振興

- 市民ニーズに対応した多様なメニューの提供
- 生涯学習・生涯スポーツの様々な情報の収集提供
- 生涯学習・生涯スポーツ指導者の育成の推進
- 生涯学習・生涯スポーツ施設の有効活用
- 図書館、歴史民俗資料館の整備



市民スポーツ祭の様子

用語の解説

※1 ライフスタイル…生活様式。人生観・価値観・習慣などを含めた個人の生き方。

基本方針Ⅵ コミュニティがいきいきと輝くまちづくり

1. 人権教育・啓発活動の浸透した社会づくり

(1) 人権尊重、人権感覚豊かな社会の実現

(2) 男女共同参画社会の形成

(1) 人権尊重、人権感覚豊かな社会の実現

【現状と課題】

世界人権宣言^{※1}が国連総会で採択され、また日本国憲法も基本的人権を保障し、人権が尊重される社会の実現を求めています。

本市では、1994（平成6）年に「人権尊重の市宣言」を決議し、2001（平成13）年に「江津市同和問題啓発・教育基本計画」を策定、そして2004（平成16）年10月に、人権施策を総合的かつ効果的に推進するため、人権啓発センターを設置しました。また、2006（平成18）年に「江津市人権教育・啓発基本計画」を策定し、人権教育・啓発の現状と課題を明らかにして、総合的かつ効果的な人権施策の推進に取り組んでいます。

しかしながら、DV^{※2}や児童・高齢者への虐待等の増加に加え、性同一性障がい^{※3}者への人権侵害、インターネット上での人権侵害等、新たな課題への対応が急務となっており、国、県、行政機関、民間団体等と連携し、人権教育及び啓発を学校、職場、地域など、あらゆる場を通じて行い、市民一人ひとりの人権意識の高揚と定着を図る必要があります。

方針

「人権の世紀」と言われる21世紀に、同和問題をはじめとするあらゆる人権問題の解消を図り、人権が何よりも尊重される地域社会の実現に積極的に取り組み、人権尊重、人権感覚豊かな社会の実現を図ります。

【具体的な取り組み】

- ① 人権意識の高揚
 - 学校、地域、家庭、企業等における人権教育・啓発の推進
- ② 人権教育・啓発の推進
 - 公務・教育・福祉関係者等に対する人権教育・啓発の推進
 - 広域での連携した人権教育・啓発の推進
- ③ 相談体制の充実
 - 人権相談、生活相談等の支援の拡充

用語の解説

※1 世界人権宣言…1948年12月10日、第3回国連総会で採択された、全ての国が達成すべき基本的人権の宣言。

※2 DV…ドメスティック・バイオレンス。配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力。

※3 性同一性障がい…生物学的な性別と自身の性認識とが一致していない状態。

(2) 男女共同参画社会の形成

【現状と課題】

「国際婦人年世界会議」で世界行動計画が採択され、男女平等、女性の地位向上、女性の人権尊重等の取り組みが着実に進められています。

我が国では、日本国憲法によって男女平等が基本的人権として保障されており、それに関する様々な法律等が施行され、男女共同参画社会^{※1}の形成が着実に図られています。

本市では、2001（平成13）年に「江津市男女共同参画推進条例」が制定され、2002（平成14）年策定の「江津市男女共同参画推進計画（パートナープランごうつ）」に基づいた施策に取り組んできました。

その結果、男女共同参画に対する理解は少しずつ浸透してきましたが、固定的な性別役割分担意識は根強く、女性に対する暴力も依然として無くなっていません。

そのため、男女間における暴力の根絶に向けた認識を深める啓発活動や支援の整備等を踏まえたDV防止計画を盛り込んだ「第2次江津市男女共同参画推進計画」を平成24年度から平成28年度までの計画として策定しました。そして新たに、女性活躍推進法を踏まえた「第3次江津市男女共同参画推進計画」を平成29年度から平成33年度までの計画として平成28年度に策定しました。

このことにより、総合的かつ計画的に施策を展開し、着実な推進を図る必要があります。

方針

男性も女性も、互いにその人権を尊重し、自らの意思によってあらゆる分野の活動に共に参画し、一人ひとりが自分らしくいきいきと生きていける男女共同参画社会の形成を目指します。

【具体的な取り組み】

① 男女共同参画の推進

- 家庭、職場、地域における男女共同参画の推進
- 政策、方針決定過程への男女共同参画の推進
- 男女の人権尊重の推進
- 男女共同参画社会づくりに向けた、慣行の見直しと意識改革の推進
- 国際社会と共に歩む男女共同参画の推進

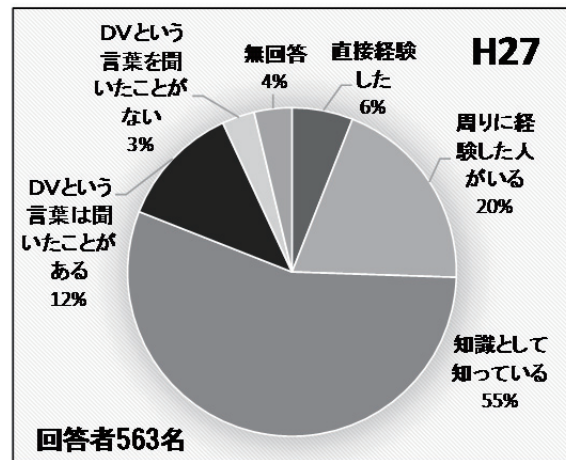
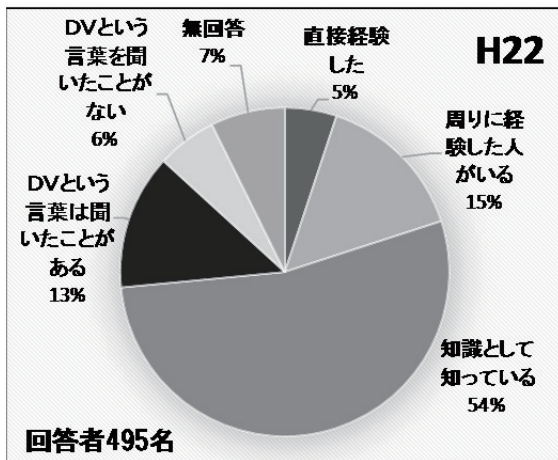


用語の解説

^{※1} **男女共同参画社会**…男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受すること。

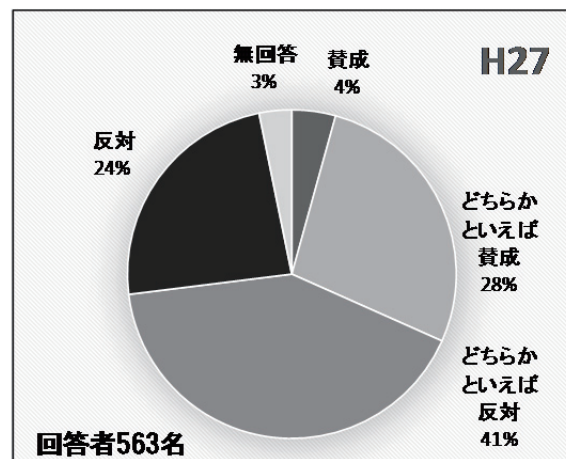
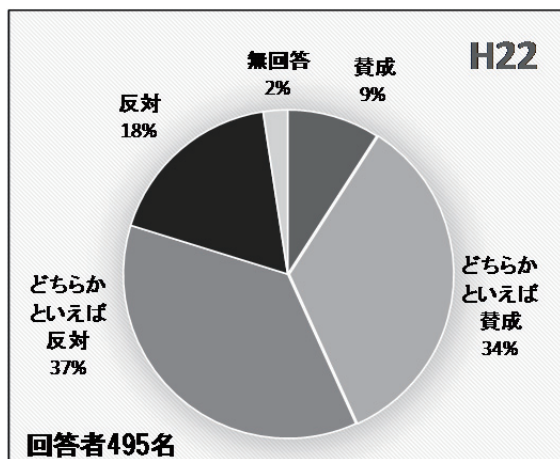
【参考資料】

Q. 夫婦や恋人・パートナー間での暴力(ドメスティック・バイオレンス)を経験したり、見聞きしたことがありますか？



資料：人権啓発センター

Q. 男女の役割について、「男は仕事、女は家庭」という考え方について、どう思いますか。



資料：人権啓発センター

基本方針Ⅵ コミュニティがいきいきと輝くまちづくり

2. 自らが考え、行動する、自立した地域づくり

- (1) 地域の社会教育活動の充実支援
- (2) ボランティア活動の促進
- (3) コミュニティ活動の推進
- (4) 市民とともに考え、築きあげる協働のまちづくり

(1) 地域の社会教育活動の充実支援

【現状と課題】

日本全体が深刻な少子化により人口減少に転じましたが、そのような中、地方における都市部への人口流出による過疎化の進行は、本市においても全国に先駆けて進行しています。

この過疎化に端を発した地域課題を掘り起し、それを共有し、住民相互の「学び」を通じて、いかに対応・解決していくかが、これからの社会教育の目指すべき姿です。

「ふるさと江津を愛し、豊かな心で、明日を創る人」の教育ビジョンのもと、明日の江津を担う人材育成のために強力に推進している学校支援や子どもの放課後支援の体制は整いつつあるものの、地域の住民ニーズは今までの量的充実から質的充実へ移行しつつあり、地域課題解決の重要な鍵となる学校・家庭・地域の連携協力体制の強化が望まれるところです。

こうした課題の解決に向け、地域の社会教育の核となる地域コミュニティ交流センターにおいて、地域の中で活躍できる人材の育成や、地域間の連携協力体制の構築等のために、広い視野にわたって、継続的かつ計画的に社会教育活動の充実を支援していく必要があります。

方針

地域の課題やニーズに応じた学習活動の支援の充実を図ります。

【具体的な取り組み】

- ① 生涯学習の推進
 - 地域の特色を活かした学習活動を推進

- ② 地域間交流の推進
 - 地域組織との連携により、地域の活性化を推進
 - 地域福祉活動との連携を促進

- ③ まちづくりリーダーの育成
 - 地域における人材育成を推進

(2) ボランティア活動の促進

【現状と課題】

本市では、江津市社会福祉協議会が運営する江津市ボランティアセンター※¹が、『地域活動をしたい、ボランティア活動をしてみたいといった人』と、『ボランティアを頼みたい個人、家庭、団体、施設等』をつなぎ合わせる役割を担っています。

しかしながら、地域からのボランティア要請に十分応えられる状況にはないため、ボランティア人材の育成とボランティア活動の支援充実が必要不可欠です。

方針

助け合いや奉仕の精神による心温かい取り組みを支えるため、地域のニーズに則したボランティア人材の育成や活動への支援を行うとともに、より活動しやすい環境の整備を図ります。

【具体的な取り組み】

① 地域ボランティアの育成

- ボランティア人材の育成の推進
- 継続して行えるボランティアの仕組みの構築



江津市ボランティアバンクの活動

用語の解説

※¹ ボランティアセンター…ボランティアを求めている個人や施設、団体と、ボランティア活動を希望する人やグループを結びつけるなどボランティア活動を推進する機関。

(3) コミュニティ活動の推進

【現状と課題】

住民と行政が協働し、地域住民自らが主体性を持ち、自分たちの住む地域は自分たちで守り育てるという認識に基づき「自らが考え、行動する、自立した地域づくり」を行うために、地域において総力を結集できる仕組みや体制を整備していく必要があります。

そこで、平成22年度に「江津市地域コミュニティ推進指針」を策定し、生活圏域である連合自治会区域を単位に、地域コミュニティ組織（住民自治組織）の形成を促してきました。

その結果、平成28年度には全地区において、地域コミュニティ組織が発足する見通しです。

地域コミュニティ組織を発足した地域は、地区公民館を地域コミュニティ交流センターへ移行し、地域の主体的な活動の場として多用途に利用できる施設へ変更します。

この地域コミュニティ交流センターを拠点に、地域住民による支え合いや助け合い活動が推進されることで、人口減少や高齢化に負けない活力あるまちづくりを進める必要があります。

方針

地域コミュニティづくりを推進し、地域住民の総力を結集できる体制づくりを支援するとともに、自治組織の活動やNPO法人等との連携により、地域課題を解決する仕組みづくりを目指します。

【具体的な取り組み】

- ① 地域コミュニティの維持・再生
 - 地域コミュニティの体制づくりへの支援

- ② 地域コミュニティによる自発的な取り組みへの支援
 - 地域特性を活かした地域コミュニティ活動への支援

(4) 市民とともに考え、築きあげる協働のまちづくり

【現状と課題】

市民の価値観や生活様式の多様化、少子・高齢化の進行による地域コミュニティの弱体化及び情報化社会の急速な進展により、行政に対する市民のニーズは複雑・多様化してきています。これらに対応するため、市民生活のさまざまな分野で市民との協働を進める必要があります。主体的に公益的な活動をするコミュニティ組織やNPO法人などの活動を支援するとともに、役割分担を明確にしながら、行政と協働するまちづくりを図っていくことが必要です。

本市の財政状況は、市税など自主財源^{※1}が伸び悩むなか、依存財源^{※2}比率が7割を超えるなど、極めて厳しい状況で、自主財源の確保と歳出構造の改善が急務です。

また、消防救急やゴミ処理、介護保険など広域行政組合で運営を行っていますが、今後更に効率的で効果的な市民サービスを実施するためには、県内自治体との広域連携への取り組みが必要です。

方針

まちづくりへの市民参加の機会を増やし、開かれた市政の実現を目指すとともに、多様な市民ニーズへの対応と効率的な行財政運営を実現するため、市民と協働のまちづくりを推進します。

【具体的な取り組み】

① 協働型の地域づくりの展開

- 市民参加による活動を活性化させ、協働によるまちづくりの推進
- NPO法人の設立・運営の支援

●NPO法人数の推移

年度別	法人数
平成23年度	4
平成24年度	6
平成25年度	5
平成26年度	6
平成27年度	5

資料：政策企画課

※各年度4月1日時点の集計

② 健全な行財政運営の推進

- 次代の江津市の発展につなぐ行財政運営システムの構築
行財政改革の5つの取り組み
 - (1) 行政運営の改革 ～行政運営の効率化
 - (2) 財政運営の改革 ～財政運営の健全化
 - (3) 組織・機構の改革 ～組織の活性化
 - (4) 信頼に応える職員づくり ～人事管理の適正化
 - (5) 協働によるまちづくり ～自治活動の活性化

③ 近隣自治体との連携

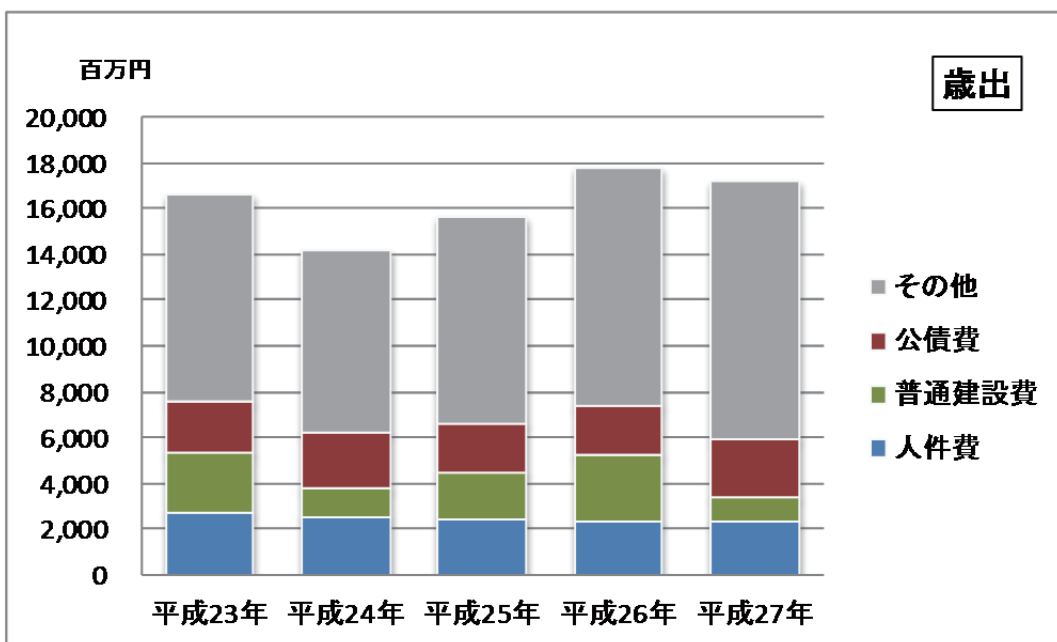
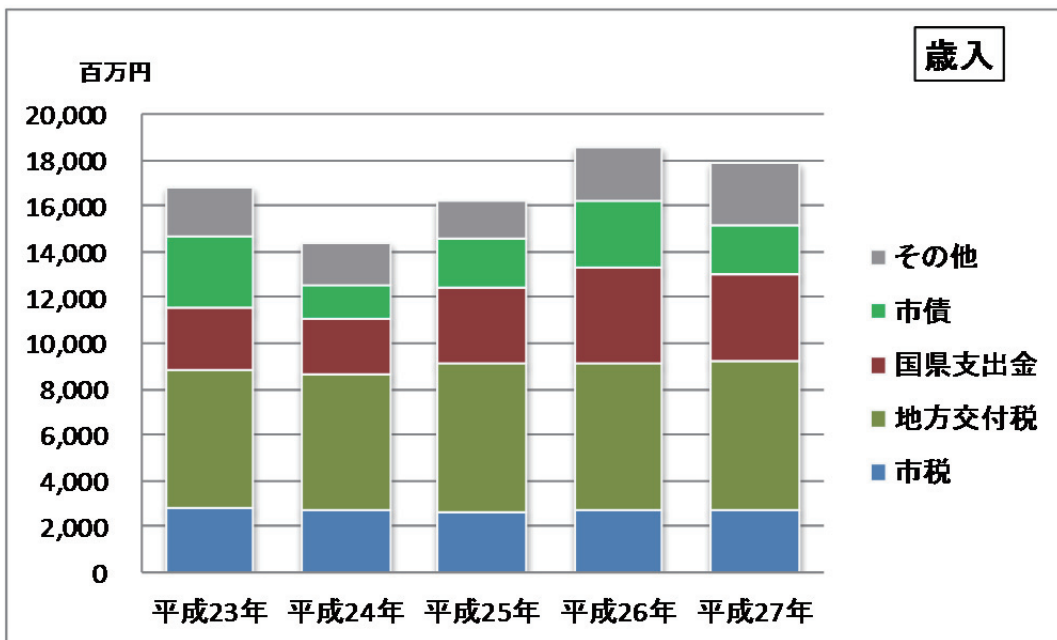
- 広域行政の推進

用語の解説

※1 自主財源…地方自治体が自主的に収入できる財源のこと。具体的には、地方税、分担金、負担金、使用料、手数料、財産収入、寄付金、繰入金、繰越金及び諸収入。 ※2 依存財源…国や県の基準に基づき交付されたり、割り当てられたりする市の収入のこと。具体的には、地方交付税、地方譲与税、国庫支出金、県支出金、地方債など。

【参考資料】

● 財政規模の推移





第5次江津市総合振興計画
後期基本計画改訂版

発行日／平成 29年 3月
発行／島根県江津市
編集・制作／政策企画課

〒695-8501 島根県江津市江津町 1525
TEL(0855)52-2501(代)
<http://www.city.gotsu.lg.jp/>